

仙台市の保育

子供未来局幼稚園・保育部

運 営 支 援 課

はじめに

平成 27 年 4 月の「子ども・子育て支援新制度」の実施により、仙台市においても新制度に基づく認定こども園や地域型保育事業など、様々な主体が子どもたちの保育を担うようになりました。また、平成 30 年 4 月には「新・保育所保育指針」の施行、さらに令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化の導入等、保育を取り巻く環境は大きな転換期となっております。

そのような中、令和 3 年度に障害児等保育事業を「仙台市特別支援保育事業」と事業名称を変更したことに伴い、令和 4 年 1 月に仙台市の保育の改訂を行いました。

令和 4 年度には、保育施設等における子どもの安全確保について、送迎バスでの置き去りにより子どもがなくなるという大変痛ましい事案が発生いたしました。全国的に重大事故が繰り返し発生する中、児童福祉施設等の運営に関する基準の改正が行われ、各保育施設において、安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定することが義務付けられました。

このことを受け、仙台市では「安全保育計画」の策定を行い、参考様式として、この仙台市の保育に盛り込みました。

また、同じく令和 4 年度には、保育施設等における不適切な保育も取りざたされました。そのような状況を踏まえ、保育の基本的な考え方をまとめた仙台市の保育を、あらためて保育に携わる皆様に等しく知っていただき、日々の保育において、子どもの最善の利益に資する保育の実施にお役立ていただければ嬉しく思います。

令和 5 年 2 月

仙台市子供未来局幼稚園・保育部運営支援課長

目 次

はじめに

I	保育の理念	1
II	仙台市の保育	
	1 保育の基本	
	2 保育目標	
	3 保育士等の姿勢と保育の方法	
	4 保育の環境	
	5 保育所の社会的責任	
III	保育の計画及び評価	5
	1 全体的な計画の作成	
	2 年間保健計画・安全保育計画・食育計画の作成	
	3 指導計画の作成と展開	
	4 保育内容等の評価	
	5 評価を踏まえた計画の改善	
IV	保育の実際	8
	i 多様な保育ニーズへの対応	
	1 乳児保育	
	2 特別支援保育	
	3 延長保育	
	4 休日保育事業	
	5 アレルギー疾患のある子どもの保育	
	6 外国籍家庭の子どもの保育	
	7 小学校との連携	
	8 次世代を担う子ども達への支援	
	ii 食事	20
	1 発達に応じた食事	
	2 食育への取り組み	
	3 食事における衛生	
	iii 子どもの健康及び安全	23
	1 子どもの健康支援	
	2 安全保育と事故への取り組み	
	3 災害への備え	
	4 不審者侵入への対応	
	5 児童虐待などへの対応	

V	子育て支援	29
i	保育所における子育て支援に関する基本的事項	
1	保育所の特性を生かした子育て支援	
2	子育て支援に関しての留意事項	
ii	保育所を利用している保護者に対する子育て支援	
1	保護者との相互理解	
2	保護者の状況に配慮した個別の支援	
3	不適切な養育等が疑われる家庭への支援	
iii	地域の保護者等に対する子育て支援	30
1	保育所等地域子育て支援事業	
2	訪問型子育て支援事業	
3	一時預かり事業	
4	保育所地域活動事業	
VI	職員の資質向上	37
1	保育所職員に求められる専門性	
2	施設長の責務	
3	職員の研修等	
4	職員研修の実施体制	

<参考資料>

I 保育の理念

保育所は保護者の就労などで保育を必要とする子どもを対象に、すこやかに生活できる環境と教育を提供する児童福祉施設です。したがって、保育所における保育は、ここに入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であればなりません。

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところです。このことから、保育所における保育の基本は、家庭との緊密な連携の下に、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにあります。

そのために、養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成することをめざします。

また、保育所は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図り、保育所を利用している子どもの保護者に対する支援や、地域の子育て家庭への支援なども積極的に行うものです。

このような理念に基づき、仙台市では次のような保育を展開しています。

II 仙台市の保育

仙台市は、東日本大震災後出生数は増えたものの、確実に少子化が進んでいます。しかし保育需要は伸び続け、育児休業明けなどの1歳児が保育所等入所を希望しても待機となり、また育児休業を早く切り上げるため、0歳児も待機児童数が増える傾向がみられます。

平成27年3月「仙台市総合計画」を上位計画とし「次世代育成支援対策推進法」「子ども・子育て支援法」などに基づく計画を一体化した「仙台市すこやか子育てプラン2015（平成27～31年度）」を策定し、「安心して子育てができる」社会をめざして待機児童対策や保育の質の向上に取り組んでいます。

日々の保育においては、子どもが毎日楽しく、より豊かな生活が送れるように一人一人の子どもがもつ可能性を十分に引き出し、子どもの発達を保障していきます。子どもの最善の利益を第一にした、保護者と「共に育て合う保育」をめざして、家庭や学校、地域社会との連携を図りながら進めています。また、子どもたちの心身の根っこを育てるという理念を基に平成30年3月「仙台市幼児教育の指針」が策定されました。

子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、家庭や地域の子育て機能が低下し、子育てに対する不安や負担感が増大する中で、児童虐待などの問題も深刻になっています。そのことから保育所は地域の身近な子育て支援施設として、保育所を利用している子どもの保護者はもとより、地域の子育て家庭に対する相談、助言を行うなど、保護者支援にも積極的に取り組んでいます。

1 保育の基本

子どもは、この世にたった一人のかけがえのない存在として周りの大人から尊重され愛され、幸せに生きる権利があります。保育士等は、保育という仕事に誇りと責任をもって一人一人の子どもの最善の利益を第一に考え、子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを支えていくことが大切です。

◇ 豊かな愛情

一人一人の子どもは、大人によって命を守られ、愛され、信頼されることによって情緒が安定し、人への信頼感が育ちます。そして自分も相手の気持ちが分かり、思いやりや豊かな感性が培われていきます。

また、子どもはその存在を認められ、心身共に安定した状態であることができる環境と愛情豊かな大人との関わりの中で、自己を十分に発揮でき、自主性、自発性が生まれ言葉や思考力、自己統制力を身に付けていくことができます。

◇ 子どもの発達

子どもは、生まれながらにして育つ力を秘め、様々な環境との相互作用により発達していきます。

また、子どもの心と身体の発達には個人差が見られるものの、発達の道筋やその順序性に従って発達します。そこで、一人一人の個性と発達過程を踏まえた上で、それぞれに応じた適切な働きかけや援助を行うことが、一人一人の可能性や能力を尊重するとともに、子どもの発達を保障することになります。

◇ 保育士等の専門性

保育士等はすべての子どもが楽しく充実した毎日を過ごすために、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を備え、豊かな感性と愛情をもって、一人一人の子どもの発達状況と子どもの特性に応じた適切な保育を行うことが大切です。また、社会の変化や価値観の多様化などに対して、柔軟に対応することも重要です。

さらに、保護者に対する子育て支援という保育所の役割を担う保育士等は、常に子どもに学び、保護者に学ぶ姿勢をもちながら、自己研鑽に励み、常に自らの人間性と専門性の向上に努めていくことが求められます。

2 保育目標

保育目標は各保育所（園）の方針や目標に基づき、特性を生かして編成されるものです。ここでは公立保育所の保育目標を参考例として掲載します。

“すこやかに今を生き 力づく未来を生きる子どもを育てる” ～ 生きる力の基礎を培う～

< めざす子ども像 >

○ 人の気持ちがわかる子ども

- ・大人に守られ、愛され、信頼されているという実感を通して、大人に対する愛情や信頼感をもつ。
- ・友達との関わりの中で、相手の痛み・悲しみ・寂しさ・怒り・嬉しさ・喜びなどがわかり、思いやりやいたわりの気持ちをもつ。

○ 豊かに感じて表現する子ども

- ・自然に触れたり、動植物を見たり触ったりして、命の大切さ、不思議さ、美しさ、面白さに気づき、感じたこと、思ったことや想像したことを自由に表現する。
- ・絵本や物語の面白さ、不思議さなどに気づき、想像したり、イメージを共有したりして、表現する。
- ・音楽や歌やリズム、絵画・造形で、自分の思ったことや感じたことなどを表現する。

○ 自分で考えて行動する子ども

- ・身近な事物や出来事に興味と関心を持ち、自分で考えて意欲的に行動する。
- ・自分が感じたこと、思ったこと、考えたことなどを進んで言葉に表す。
- ・人の話をよく聞いて、相手にもわかるように話す。
- ・集団生活の中でよいことや悪いことがあることがわかり、考えて行動する。

○ 自分の体を大切にする子ども

- ・外遊びを十分にするなど、遊びの中で体を動かす楽しさがわかる。
- ・友達と楽しく食べることを通して、食べ物と体の関係に興味と関心をもち、食事をする意味がわかる。
- ・生活の中で、安全や危険の意味がわかり、気をつけて行動することが身につく。
- ・健康な生活を送るための、基本的な習慣や態度が身につく。

○ 友達と力を合わせる子ども

- ・友達とよく遊び、関わり合いの中で、認められたり、受け入れられたりする経験を通して、一緒に遊ぶ楽しさがわかる。
- ・集団生活の中で、友達と一緒に活動することを通して、相手の気持ちがわかり、力を合わせて物事をやり遂げる嬉しさや大切さを知り、達成感をもつ。
- ・友達との遊びを通して、お互いに自己主張したり、我慢したりするという自己コントロールする力を身につける。

3 保育士等の姿勢と保育の方法

保育士等は、保育の基本や保育目標を基盤としながら、次の事項に留意して保育を行います。

- (1) 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- (2) 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や自己を十分に発揮できる環境を整える。
- (3) 子どもの発達について理解し、一人一人の発達の過程に応じて保育する。その際、子どもの個人差に十分配慮する。
- (4) 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助する。
- (5) 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。
- (6) 一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活などに配慮しながら、様々な機会を捉え、適切に援助する。

4 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、自然や社会の事象などがあります。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものになるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育することが大切です。

- (1) 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるように配慮する。
- (2) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努める。
- (3) 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- (4) 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

5 保育所の社会的責任

- (1) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行う。
- (2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努める。
- (3) 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努める。

Ⅲ 保育の計画及び評価

保育の計画は、保育目標が達成されるための道筋です。保育の基本となる「全体的な計画」とそれを具体化した「指導計画」から構成されています。全体的な計画は、入所児童、家庭、地域の実情、保育時間などを考慮して作成し、この計画に基づいて日々の保育を展開するために指導計画を作成することになっています。また保育は、子どもの活動を通して展開されるものであり、環境との関わりによって作り出され、予測とは異なる場合も多いので、計画の作成に当たっては、一人一人の子どもの状況に柔軟に対応できるようにしておくことが大切です。

仙台市では、保育目標を達成するため、職員全体の共通理解の下、保育の計画を作成し、一人一人の子どもの発達に即した保育が展開されるように、実践・評価・反省・改善を行い保育の質の向上を図ります。

1 全体的な計画の作成

入所している子どもの保育の目標を達成することができるように各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成します。

全体的な計画は、保育所における子どもの発達過程や実態を理解し、保育所の生活全体における子どもの育ちについて長期的な見通しをもち、以下のことに配慮することが重要です。

- ・子どもや家庭の状況の把握（過ごし方、保護者の意向）
- ・地域の実態の考慮（生活条件、環境、文化、関係機関及び人材など）
- ・保育時間などを考慮

これらを踏まえ、「幼児期の終わりまで育ってほしい姿」との関連を考慮し、各時期の生活に応じて適切に具現化し設定する必要があります。仙台市公立保育所の全体的な計画は、子供未来局で作成した「仙台市幼児教育の指針」も反映し、共通のものを作成しています。

〈参考資料1〉

2 年間保健計画・安全保育計画・食育計画の作成

子どもの健康な発育にとって保健、安全保育、および食事に関する事柄は極めて重要です。保育士、栄養士その他の職員が相互理解を深めながら保育所全体で連携を図るため、以下のことに配慮し作成しています。

（1）年間保健計画 〈参考資料2〉

- ・健康に過ごすための月毎の目標・内容
- ・環境及び留意点
- ・保健活動
- ・保護者との連携
- ・日常の健康支援

（2）安全保育計画 〈参考資料3〉

- ・発達の特徴
- ・育てたい力
- ・予想される危険・事故
- ・保育士等の配慮事項

(3) 食育計画 **〈参考資料4-1〉**

- ・「食を営む力」の育成
 - 子どもの発達の特徴
 - 様々な食の体験
 - 食習慣・生活習慣の育成など
- ・保育との連携
- ・家庭との連携
- ・地域との関わり

3 指導計画の作成と展開

指導計画は、クラスを担当する保育士等が全体的な計画に基づいて作成する具体的な実施計画です。

計画の作成に当たっては、子ども一人一人の発達過程や状況、生活の連続性、季節の変化、地域性を考慮し、保育所の生活における子どもの発達に即した養護と教育の具体的なねらい、及び適切な内容を設定します。また、適切な環境を構成し、子どもが生き生きと主体的に活動できるよう配慮や援助をする事柄から構成しています。

作成に当たっては、3歳未満児は心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいことから個別的な計画を作成します。特別支援保育については、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、保護者との話し合いの下、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成します。

(1) 指導計画の種類

① 年間指導計画 **〈参考資料5〉**

全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な計画であり、一年間の流れを捉え作成します。

② 月指導計画 **〈参考資料6〉**

年間の指導計画と関連させながら作成します。前月の子どもの姿を基に今月の子どもの姿を予測し、ねらい、内容、環境構成、援助を考え作成します。

③ 週指導計画

先週の子どもの姿から興味、関心の度合いを把握し、ねらいを考え予測される活動を作成します。

④ デイリープログラム(日課) **〈参考資料7〉**

必要な保育内容を一日の時間の流れの中に配列し、これに添って保育士等が行う動きや関わり方、心がけたいこと、援助の仕方などを記入します。また、子どもの成長に合わせ、前期・後期に見直しを行うことが必要です。

(2) 保育の記録

① 保育日誌

その日のねらいに添った保育の経過や結果及び、反省・評価などを記入します。

② 保育経過記録

入所から退所するまでの保育経過や成長の記録を記入します。

③ 保育所児童保育要録 **〈参考資料8〉**

保育所に入所している子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料を作成し、就学先の小学校に送付します。

4 保育内容等の評価

(1) 保育士等の自己評価

- ・保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、専門性の向上や保育実践の改善に努めます。
- ・子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮します。
- ・自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合いなどを通じて、専門性の向上、及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容などに関する認識を深めます。

(2) 保育所等の自己評価

- ・保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育所の保育内容等について、自ら評価を行い、結果を公表するよう努めます。
- ・地域の特性や保育所等の実態に即して、評価の観点や項目などを考慮したり、第三者評価を取り入れるなど、独自に取り組みます。
- ・保護者及び地域住民等の意見も取り入れます。

5 評価を踏まえた計画の改善

- ・評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図ります。
- ・保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取り組みにより、保育の質の向上が図れるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意していきます。

IV 保育の実際

i 多様な保育ニーズへの対応

1 乳児保育

仙台市における乳児保育は、昭和 31 年に乳銀杏保育園で生後 6 か月からの乳児保育をスタートしました。さらに、昭和 57 年より産休明け保育をかたひら保育園で開始しました。

乳児の心身の発達については視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴があります。このこと等を踏まえて、家庭との連携を密にしながら、保健・安全に十分配慮し、個人差に応じて欲求を満たし、愛情豊かに応答的に保育を行うことが特に大切です。

(1) 健やかに伸び伸びと育つ（身体的発達に関する視点）

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培います。

① 睡眠・生活のリズムと日課

— 健康に過ごせるリズムをつくる —

乳児は生活のリズムが一人一人違います。生理的な欲求が、保育士等による愛情豊かな応答とともにほどよく満たされることを理解し、家庭生活へも配慮した 24 時間の流れを通して子どもの生活を考え、働きかけをしていくことが必要です。また、「食べる」「眠る」「遊ぶ」等の心地よい繰り返しが、生活のリズムの感覚を培っていくことにつながります。

保育に当たっては、睡眠の時間には個人差があることから、ゆるやかに隔離され、静かで安心して眠れる場所などが必要になります。睡眠中の安全には、保育士等が細心の注意を払わなくてはなりません。保育士等は常に子どもから目を離さない心構えと定時観察システムをとり、3～5 分間隔で SIDS 予防チェック表に記入し、姿勢や顔色はもちろん衣類・寝具のかけ方などや、室温・湿度にも注意します。

一人一人の生理的なリズムが尊重され、しっかりと寝て情緒が安定することにより、活発になった探索活動が目覚めている時間を長くします。よく動き遊ぶことは食事への意欲を高め、お腹が満ち足りてくるとその心地よさは子どもを眠りに誘います。このように、個別的なリズムに応じた生活を十分に保障し、保育所における一日の生活の流れを徐々につくっていくことが大切です。

② 食事

— 食事の基礎をつくる —

詳細は「食事（P. 20～）」を参照

③ 健康と安全

— 一人一人の生命を保持する —

乳児は身体の調子が悪くても、言葉で訴えることはできません。保育士等は日頃から子どもの健康状態に注意し、身体の異常に早く気づき対応することが大切です。そのために、平熱の把握や定時の健康観察を行うことが必要です。生後5～6か月頃には免疫が次第に低下し、病気にかかりやすくなってきます。体質的な個人差や発達の差により、同じ病気でも症状の現われ方が違ってくることがあります。保育所は集団生活の場でもあるので、感染力の強い病気は予防接種をしたり、早めの治療を保護者に勧めることも必要です。感染症の発生が見られた場合は、感染の拡大予防のため嘱託医、保健所と相談し予防対策や発症時の対応をします。また、保護者に対しては、お知らせを出し注意を呼びかけます。感染症については、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づいた対応をします。このように毎日を健康に過ごせるように保護者との連携を密にしていくことが大切です。

仙台市では、運営支援課所属の保健師による巡回指導を実施しており、特に保育所等では0歳児の発育・発達、SIDSの予防、環境衛生などを保健師の専門的な立場から指導をしています。

さらに、安全は乳児保育の基本と捉え玩具の清潔はもとより破損、散乱などに気を配り、段差は安全か、頭を打ったりするような角はないかなど、保育室全体の安全点検を行います。また、つかまり立ちから伝い歩きなど、運動発達の過程で転倒などの危険が増すので、保育士等の動きを細かく話し合い配慮していきます。

「保育所等における安全管理マニュアル」（運営支援課）参照

（2）身近な人と気持ちが通じ合う（社会的発達に関する視点）

受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培います。

— 人に対する基本的信頼感を培う —

社会の中で生きていく人間として、子どもの発達において特に大切なのは、人との関わりです。乳児期において、子どもは身近にいる特定の保育士等による愛情豊かで受容的・応答的な関わりを通して、相手との間に愛着関係を形成し、これを拠りどころとして、人に対する基本的信頼関係を培っていきます。また、自分が、かけがえのない存在であり、周囲の大人から愛され、受け入れられ、認められていることを実感し、自己肯定感を育てていくのです。さらに、安心できる安定した関係の下で、自分の気持ちを相手に表現しようとする意欲が生まれます。

日々の温かく丁寧な触れ合いを重ねる中で、子どもは身近な保育士等に親しみを持ち、より気持ちを通い合わせ、関わりを深めることを求めます。乳児期に特定の保育士等との間に芽生えた愛情や信頼感が、子どもが周囲の大人や他の子どもへと関心を抱き、人との関わりの世界を次第に広げていく上での基礎となるのです。クラスの中で担当制を取り入れるなどして、乳児の出すいろいろなサインにやさしく応え、その心の声を言葉で表現しながら関わるなど、特定の保育士等が受容的・応答的に十分に関わられるようにします。

(3) 身近なものに関わり感性が育つ (精神的発達に関する視点)

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培います。

— 保育士等との安定した関係を掘りどころに—

乳児期の1年間は「見る、聞く、触れる、味わう、嗅ぐ」という5つの感覚が急激に発達していきます。この五感を働かせながら、「見たい」「触れたい」気持ちに支えられて、姿勢や動きを獲得し、心身ともに発達していきます。こうして体の諸感覚を十分に働かせながら遊び込む経験を重ねて、子どもの認識する世界は豊かさを増していきます。その過程に保育士等が寄り添い「きれいだね」「なんだろう、不思議だね」と子どもが捉えたものを一緒に受け止め、意味付けをしていきます。このように自分の感じ取ったものを身近な人と共有する喜びと体の育ちに支えられ、子どもが自ら思いを表現しようとする意欲と力も培われていくのです。

月齢によって発達段階が異なるためそれぞれの子どもの発達や心理的・身体的特性をよく理解し、発達に合った玩具を用意したり、多様なグループ分けをして、経験させたい遊びを指導計画等で組み立てて保育をしています。

(4) 保護者との連携

— 保護者の気持ちに寄り添いながら —

一人一人の子どもが安全で健康に過ごすためには、保育所と保護者の関わりがとても重要で、保護者の育児観、その家庭の子育ての方法を理解しながら支援していくことが必要になります。初めて入所する保護者にとっては不安も大きいと思われるので、一人一人の生育歴の違いに留意し、口頭やお便り帳などで、子どもの生活のリズムについて家庭と連携をとり、日中の様子を具体的に伝えるなどして、できるだけ家庭的で明るい雰囲気環境や、温かい丁寧な対応を心がけるようにします。

入所当初の保育は、保護者の都合を聞きながら親子で一緒に過ごす時間を設けるなどしています。安心できる環境で保育所の楽しさを感じてもらったり、保護者に保育所の生活を理解してもらったりする意味で有効です。保育所においては子どもの情緒の安定がすべての活動の基盤になっていくので、保護者の気持ちを尊重し、子どもにとって必要なことは何かを保護者と丁寧に話し合っていくなど、保護者の気持ちに寄り添いながら連携を密にし、保育士等との信頼関係を築いていくことが必要です。

2 特別支援保育

仙台市の障害児保育は、昭和40年に乳銀杏保育園で、また、昭和49年に鶴ヶ谷希望園と青葉保育園で開始されました。その後、国の心身障害者対策基本法制定を契機に、早期療育の必要性が叫ばれ障害児への対策が本格的に考えられるようになり、昭和51年には「仙台市統合保育所運営要綱」及び「仙台市障害児保育指導委員会要綱」を定め、健常児とともに育ち合う保育をめざし拠点方式による統合保育を開始しました。その後、順次、実施保育所を拡大し、昭和60年に「仙台市障害児保育事業実施要綱」が制定され、平成9年からは市内すべての認可保育所で、満3歳以上の保育を必要とする障害児を対象に障害児保育を行っています。

また、3歳未満の障害児については、平成18年度から公立保育所で、平成26年度からは私立の認可保育所においても実施しています。

加えて、平成21年度には、いわゆる「気になる子ども」への支援の必要性に伴い、特別な支援が必要な児童を、その後、医療的ケアを必要とする児童についても、看護師が配置されている保育所において受け入れ、集団生活を送るようになりました。このことを踏まえ、平成26年度には、「仙台市障害児等保育事業実施要綱」として改正されています。さらに、令和3年度には事業名の変更に伴い「仙台市特別支援保育事業実施要綱」と改訂されました。

保育所における特別支援保育は、保育が必要な対象児童が就学前に集団生活を体験する場所として、また、その家族支援の場としても期待され、需要が多くなってきています。

特別支援保育は、保育所だけで行うものではなく、発達相談支援センターや児童発達支援センターなどの専門機関が行う療育システムと連携しながら進めていくことが大切です。

(1) 保育の目的

— 共に育ち合う保育を —

保育所では障害があるなしに関わらず、子どもが楽しく生活をしながら互いに育ち合っていきます。共に生活をする中で、クラスの友達として、また保育所の仲間として、互いに刺激し合いながら、いろいろな友達の存在に気付いていきます。お互いのよさや特徴を理解し、どのように関わったらよいのかなどを学んでいきます。

さらに、保育士等には、子どもの発達について理解を深めることはもとより、日常の保育において、子ども一人一人の育ちを冷静かつ客観的に観察し、適切な働きかけを行うなど、保育士等としての専門性を発揮することが求められています。

(2) 保育の進め方

— 一人一人の育ちを大切に —

保育士等は、特別な支援が必要な子ども等のありのままの姿を受け止め、安心できる関係を築き、子どもが保育所でより過ごしやすく生活できるよう個別配慮をしながら生活、遊びを広げ集団への関心や楽しさをもてるように保育をすすめていくことが大切です。心身の発達上、個人差があることを踏まえて、子ども一人一人の姿を十分把握し個別の指導計画を立案し、その子に合った丁寧な関わりをしていきます。また、小さい時からの生活の仕方が土台になるので、生活に必要なことについては一貫した対応を心がけます。子どもは保育士等の言葉や態度

をモデルに成長していくので、保育士等は特別な支援が必要な子ども等との接し方の見本を示したり、関わりを深めるための仲立ちをしていく必要があります。

(3) 保護者との関わり

子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、保育所での子どもの様子をできるだけ具体的に分かりやすく話し、子どもの見方、考え方など理解を深めていきます。また、個別面談を計画的に行い、保護者の話をしっかりと受け止め、相談にも丁寧に対応していきます。状況に応じて市町村や関係機関と連携及び協力を図りながら支援していくことが大切です。

就学の進路選択に当たっては、その揺らぐ気持ちを理解し、学校見学など必要な情報を提供し、子どもの状況について話し合い、保護者の意向を尊重し、保護者自身の自己決定を見守ることが大切です。

(4) 職員間の連携を大切に

— 保育所全体での取り組みを —

特別支援保育担当保育士だけではなく、特別（保育）支援コーディネーターなどが中心となり、所内研修などを実施し、全職員が共通理解の下で協力しながら保育を進めていくことが大切です。

また担当者も自己研鑽に努め、外部の研修会などに積極的に参加し、その内容を保育所内で報告し合いながら、新しい知識や保育方法を職員全体で学び合うことを大切にしていきます。

① 保育専門技術向上支援事業（スーパーバイズ事業）

子ども一人一人の特徴を踏まえたきめ細やかな保育を実現するとともに、保護者へ適切な支援を図るために、発達心理学や臨床心理学の外部専門家などによる、巡回相談が平成19年度から開始されました。困難ケースを抱えている保育所を対象に、スーパーバイザーにより個々のケースの適切な理解や具体的な対応のアドバイスを受けています。（スーパーバイザー1名につき、4保育所の相談業務を担当。1か所の保育所につき、年3回、1回あたり4時間のスーパーバイズを受けています）

② 特別（保育）支援コーディネーター

平成20年度には、障害児や特別な支援を必要とする児童等や対応に苦慮する保護者など、様々な事例に対し支援できるように、保育所内の核となる人材を育成することを目的として、特別（保育）支援コーディネーター研修が始まりました。まず、基礎的な知識技術を修得する特別（保育）支援コーディネーター初級研修、平成21年度にはそれに加えて特別（保育）支援コーディネーター初級研修修了者のためのフォローアップ研修、平成23年度からはチーフコーディネーター研修を開始しています。現在では育成されたコーディネーターが、保育所で所長・主任保育士などと連携し、発達障害などに対する理解を促進する研修を企画したり、保育所内のケース会議の運営、特別な支援が必要な子ども等や困難クラスを担当する保育士等の指導・支援を行うなど様々な効果をあげています。

外部専門家等によるスーパーバイズ事業と、保育所内の核となる特別（保育）支援コーディネーターの活動がまさに両輪のように進められており、障害児や特別な支援が必要な児童等、気になる子などに対する保育の質の向上が図られています。

3 延長保育

仙台市は、平成13年度より、通常の開所時間を11時間に統一し、更に1時間、2時間または4時間の延長保育を行っています。平成27年度4月から子ども・子育て支援新制度が開始され保育を必要とする認定（支給認定）を受けることになりました。保育の必要量には「保育標準時間（11時間）」「保育短時間（8時間）」の2種類がありそれぞれの時間帯を超えて利用する場合は延長保育となります。特に、夕方の延長保育の実施に当たっては、長時間にわたる保育によって子どもに心身の負担が生じることをないよう各保育所の保育の計画に基づき、家庭的な雰囲気の中でゆったりとくつろぐことができるよう配慮しています。さらに、保護者をねぎらったり、日中の子どもの様子を丁寧に伝えるなど保護者支援を行います。

（1）延長保育の進め方

— くつろげる環境を大切に —

保育所の1クラス及び2クラスが延長保育の保育室となっています。長時間を同じ施設内で過ごす子ども達がゆったりと過ごせるよう様々な配慮や工夫をしています。

保育の形態は、異年齢グループとなるので兄弟の少ない子どもにとっては、大きい子をモデルとして遊びを広げたり、大きい子が小さい子のお世話をしたり、貴重な体験ができるような保育内容を工夫しています。特に、夕方は疲れの出やすい時間帯になり集中力が欠けたり、甘えたくなることが多いので、一人一人に丁寧な対応を心がけ、気持ちの安定を図り、安全を見守るなど穏やかに過ごせるように配慮しています。

また、おやつはホッとできるひとときとして大切に考えると同時に、甘味の抑えたもの、日中のおやつと重ならないもの、食べやすいもの、家庭での夕食に影響のないものなどの配慮をしています。2時間以上の延長保育実施に当たっては、軽食や夕食を提供している保育所もあります。一日の食事の殆どを保育所で食べることになるので、一日全体の栄養量や献立のバランスを考慮した食事を提供しています。

（2）職員間の連携

— 連絡や保育の引継ぎを確実に —

延長保育の時間帯は担当の保育士等が変わるので、朝は保護者から受けた連絡事項を日中の保育士等に正確に伝えたり、日中の子どもの様子などを夕方の保育士等に伝えるなど、引継ぎを行うことが大切です。特に健康面や怪我などについてはしっかり伝え合うことが保護者の安心につながります。前日の夕方から朝にかけての連絡（情報の伝達）は「延長保育引継ぎ表」などを活用し、職員の連絡体制や協力体制をとっています。

4 休日保育事業

日曜日・祝日などに保護者の就労などにより、家庭における保育が困難となる児童を対象とした休日保育を実施し、子育て家庭への支援をしています。

仙台市における休日保育事業は、平成14年度に仙台保育園・田子希望園・乳銀杏保育園で開始しました。令和3年度は、10か所の私立保育園、認定こども園で実施しています。

2号または3号の支給認定を受けて保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業を利用している児童は、月当たりの保育必要量の範囲で利用が可能（給付可能）で、申し込みにあたっては利用している施設の施設長の同意が必要です。

保育施設などに在籍していない児童は、「休日における一時預かり」を利用することになります。休日保育は、子どもにとって通常保育とは異なる環境や集団構成になることから、実施施設との連携を図ったり、保護者との丁寧な連絡を取るなどの配慮をし、児童の健全な心身の発達を保障することが大切です。

保育の配慮事項

(1) 子どもが安定して豊かな時間を過ごせるように

他の保育施設や幼稚園に在籍している児童もいます。安心できるような環境づくりや、保育士等との一対一の関わりを大切にしながら、好きな遊びを楽しめるように工夫しています。

(2) おやつ・昼食や食物アレルギー児への配慮

午前・午後のおやつは保育所から提供し、昼食は家庭からおかず入り弁当を持参します。夏季は涼しい場所で保管するなど衛生面での配慮が必要です。

食物アレルギー児が利用する場合は、他児の弁当にアレルゲンが含まれることも考慮し、誤食などがないように座るテーブルや椅子の位置を工夫したり、保育士等が側で見守るなどしています。

(3) 安全への配慮・緊急時の対応

休日保育の中では、特に事故や怪我のないよう十分配慮し、活動を考えています。さらに緊急事態に備えて、分かりやすい対応策一覧や、休日診療を行っている医療機関を掲示するなど、万全の体制を整えています。

万が一、怪我をして医療機関を受診した場合には、利用児童が在籍する施設で平日通院の協力などが必要になることもあります。

5 アレルギー疾患のある子どもの保育 <参考資料 4-2>

アレルギーが原因で起こる疾患は数多くありますが、日常生活や保育の場で問題になるのは、アトピー性皮膚炎やじんましん、気管支喘息、アレルギー性胃腸炎（下痢、嘔吐、血便）などです。特に摂食・消化吸収機能の未熟な乳幼児は食物アレルギーが最も多く見られます。仙台市でも食物アレルギーに対応するため、平成2年より、年に一度アレルギー除去食に関する調査を行っています。保育所入所児童の食物アレルギー児の有病率は、平成15年の調査では2.5%、平成22年度～27年度には6%前後と推移し続けましたが、平成28年度には5.2%ととなり減少する傾向が見られます。

(1) 食物アレルギー

アレルギーの原因となる特定の食品を食べた後、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、皮膚の発疹、喘息発作などが生じる病気を食物アレルギーといいます。食べた後、数分ないし24時間以内に病状が出る場合が多いのですが、2～3日後のこともあります。

アレルギーを引き起こしやすい食品は、卵、牛乳、小麦粉、大豆が代表的ですが、最近では、魚介類、果物類、ごま、ピーナツなどもアレルゲンとして出てきています。

アレルギーの対応食を継続的に提供する場合には、必ず医師の診断及び指示を受け、保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表（以下生活管理指導表）に基づいて適切に対応します。

保育を進める上で、子どもの心理的ストレスへの配慮が大切です。また食事の際は、他の子どもの食物を食べたり、食べこぼした物をうっかり拾って口に入れたりすることもあるので、席を工夫したり個人別のトレーやチェック表を使用するなどし、誤食のないように十分に配慮する必要があります。

アレルギーを有する子どもの保育に当たっては、栄養士や看護師等の専門性を生かし、子どもの発育に必要な栄養量を充足することは重要であり、それに加え、献立はバラエティに富み、子どもにとって食事の時間が楽しい時間になるよう、安心・安全で美味しい食事を提供できるようにし、全職員が食物アレルギーについての共通理解をもつことと、周知徹底することが大切です。

家庭との連携では、入所時に記入してもらった面接調査表に基づきアレルギーの有無を確認します。配慮が必要な場合は栄養士が対応します。保護者には、生活管理指導表の提出を依頼します。

（概ね年に一度）更に保育所と家庭との取り組みを同様にするため、子どもの健康状態、食欲、調理法などについて話し合いを定期的にもつなど、家庭との連携を密にします。

(2) 「エピペン®」の受け入れについて

アドレナリン自己注射「エピペン®」を保育所で預かる場合は、保護者からの申請を受けて、緊急時の対応について具体的に話し合います。さらに、運営支援課保健師の研修を受けて対応

します。ただし保育所に看護師がいる場合は除きます。いずれの場合も、食物アレルギーの研修などには積極的に参加し、子どもの状況や保育所での対応について職員が共通理解し、職員全員が対応できるようにします。「緊急時個人対応カード」「エピペン®保管依頼票」「緊急時対応経過記録表」は保護者と面談して作成し、年に1回程度は内容を確認します。

保育所での「エピペン®」の管理運用におけるポイントは、職員全員が

- 「エピペン®」の保管場所を知っていること
- 「エピペン®」を注射するタイミングと方法を知っていること
- 緊急時対応に必要な「緊急時個人対応カード」「エピペン®保管依頼票」「緊急時対応経過記録表」の保管場所を知っていることです。

参考 <保育所における「エピペン®」使用の際の注意点>

- (1) 子どもや保護者自らが「エピペン®」を管理、注射することが基本である。しかし、保育所においては低年齢の子どもが自ら管理、注射することは困難なため症状が発生した場合、嘱託医または医療機関への搬送により、救急処置ができる体制をつくっておくことが必要である。
- (2) 救急処置が間に合わない場合等の緊急時には、その場にいる保育者が注射することが必要な場合もあり、緊急の際は保育者が注射することも想定の上、保育所職員全員の理解を得て、保護者、嘱託医との十分な協議を行った上で連携体制を整える。
- (3) 子どもや保護者が持参した「エピペン®」を保育所で預かる場合、保護者と面接し、緊急時の対応について十分に確認し合い、書類一式（緊急時個人対応カード、エピペン®保管依頼票、緊急時対応経過記録表）を作成し、その内容についても定期的に確認する。

「仙台市保育所給食食物アレルギー対応マニュアル」（運営支援課）参照

(3) 食物以外のアレルギー疾患

食物以外に最近では、ハウスダスト、ダニ、ペットの毛、花粉、化学物質などを原因とする環境アレルギー疾患が増加の傾向にあります。この他に紫外線などによる皮膚への影響も出ています。保育上の配慮としては、保育室の清掃、換気や寝具の乾燥消毒を行うこと、アトピー性皮膚炎の子どもの皮膚ケアについては、医師の指示に基づき家庭と連携しながら健康で安全な環境づくりに配慮しながら保育を進めていきます。

6 外国籍家庭の子どもの保育

保護者の留学や就労のため、外国籍の子どもの入所が増えています。環境、文化、習慣の異なる外国籍の子どもが、混乱することなく保育所生活をおくるためには、子どもや保護者それぞれのニーズをその生活背景を含めて、総合的に受け止めることが必要です。先入観をもたない乳幼児期にこそ、外国籍の子どもと自然に触れ合い、言葉の違い、生活習慣の違いなどを認め合えるような保育の配慮や、保育所全体の取り組みが大切です。

(1) 気持ちの交流から始まるコミュニケーション

言語の違いからコミュニケーションが取りにくかったり、細かなニュアンスが伝わらないなど意思疎通に欠けることもあります。イラストを使ったり、身振り手振りで簡単な会話をすることで分かり合える部分が増えていきます。言語の習得期にある子どもはどんどん言葉を覚えていきますので、子どもの表現を受け止めながら、分かりやすい言葉で話をします。職員がその国の言葉で挨拶したり簡単な単語を覚えて話すことも、親しみが増し相互理解に役立ちます。言葉が通じないということはそれだけで大きなストレスになることを理解し、保育の工夫をすることが大切です。

(2) 保育は子育て文化の交流の場に

年齢が小さいほど、子どもにとっては外国の人という意識はありません。共に遊び、刺激し合い、育ち合っていきます。違いを認めながら、保育の内容を工夫していきます。日常の保育の中で、保護者に母国語の絵本を読んでもらったり、リズム遊びの紹介をしてもらうなど、文化の交流も、相互理解が深まる方法の一つです。

食事については、宗教上や食文化の違いによって食べられないものがあることを尊重し、対応食を用意します。また、3歳以上児が持参する主食について、実物や写真などを見せて分かりやすく説明することもあります。

(3) 保護者との相互理解を図る

その国の文化を尊重して理解し合うためには、保育士等がその国について大まかな特徴を知ることが大切です。信仰に基づいた習慣などもあるので、保護者の考え方や保育の中で大事にして欲しいことなど、具体的に知ることから始めます。そうすることにより、保育士等を通して日本の文化や日本人の特性を理解することにもなります。また、保護者が保育所の中で孤立することの無いように、同じような立場の人を紹介したり、他の保護者とも交流ができるようにします。また、園だよりや行事のお知らせ、おたより帳などには、漢字にルビ（ひらがな、カタカナ）を付けたり、パソコンや翻訳機などを利用し保護者が理解できる言葉に変換するなど配慮します。入所時の面接や説明、保育懇談会の時などには、通訳のボランティアを要請することもできるので、家庭健康課などと連携していきます。

7 小学校との連携

子ども達が育つ道筋や生涯発達を見据えた長期的視野をもって子ども達を保育所から小学校の生活へとつなげていくことは保育所の重要な役割です。そのためにも、小学校との積極的な連携が大切になります。

- (1) 保育所においては、保育所保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすることが大切で、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図ります。

学校教育へとつなげる「学習の基盤」づくり

乳幼児期は、遊びを通して周囲の環境や友達と関わり、見たり、触ったり、感じたりすることにより、周囲の世界に好奇心や探究心をいただくようになり、ものの特性や操作の仕方、生活の仕組みや人々の役割などに関心をもち、気付き、自分なりに考えることができるようになり、小学校教育がめざしている「学習の基盤」につながっていきます。

- (2) 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研修の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めていきます。

① アプローチカリキュラム

仙台市教育局では、小学校入学直後約1か月間において、児童が幼児期に体験してきた遊びの要素とこれからの教科学習の要素の両方を組み合わせた、総合的な学習プログラムとしてスタートカリキュラムの取り組みを進めています。

公立保育所では、平成27年度から検討を始め、“遊びを通じた学び”から“教科などの学習を通じた学び”への接続期のカリキュラムとして、アプローチカリキュラムを作成しました。このプログラムは、幼児期の発達に合ったものであり「小学校入学のための準備」「小学校に対する適応指導」ということではありません。幼児教育を行う施設として共有すべき事項である「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」（ア健康な心と体・イ自立心・ウ協同性・エ道徳性・規範意識の芽生え・オ社会生活との関わり・カ思考力の芽生え・キ自然との関わり・ク数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚・ク言葉による伝え合い・コ豊かな感性と表現）を保育士等が指導を行う際に考慮しながら、乳児期からの保育活動全体を通して子どもの資質能力を育てていくことを大切にしています。

② 就学に向けて

保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図り、計画的に取り組みます。

○子ども同士の交流

「学校見学」「行事参加」などの経験は、小学生になることへの自信や期待を高め、生活への見通しをもつことにつながります。

○職員同士の交流や情報の共有相互理解

保育・授業への相互参観，合同研修会，幼保小連絡会などで職員の交流や，通信の配布などを行って相互理解を図ります。

- ③ **子どもに関する情報共有に関して，保育所に入所している子どもの就学に際し，子どもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」を保育所から小学校へ送付します。**

8 次世代を担う子ども達への支援

小・中・高校生など次世代を担う子ども達のすこやかな成長を促し，将来の子育てが楽しいものと感じられるように子どもと遊んだり，生活を共にする経験の場を提供する職場体験の受け入れをしています。授乳やおむつ交換の様子を見たり，抱っこや一緒に遊ぶという経験が得にくい次世代にとっては，貴重な実体験になり，将来親になった時の長期的な子育て支援につながると考えます。

また，乳幼児との触れ合いを通して，赤ちゃんのにおいや小さい手，大人から大切に见守られている様子を感じ，小さい頃の可愛がられた記憶や幼い時期の振り返りになります。さらに，保育所の子ども達にとっては，年齢が上の子ども達と接する機会は，様々な刺激を与えてくれます。

保育所体験学習や職場体験学習，夏のボランティア体験会，保育学生を対象にした託児ボランティアなども行っており，子どもの姿や保育所の役割について，理解を深めてもらうことを大切にしています。

ii 食事

乳幼児期の食生活は健康や発育・発達に重要な意味をもっています。授乳や食事の摂り方は身体への健康への影響だけでなく、意欲や信頼関係、満足感といった心の面への影響や、アレルギー、食中毒、感染症といった病気の面にも関わってきます。

保育所における食事は、平成 24 年 3 月に厚生労働省から出された「保育所における食事の提供ガイドライン」で重要性が示されているように、心身の健全な発育発達、健康保持増進を助け、栄養・食生活に対する理解を深め、望ましい食習慣や生活習慣を育てます。さらに友達と食事を共有することを通して豊かな人間性を育てるなど食育の面でも大きな役割を担っています。

仙台市では公立と私立の保育所全てに栄養士が配置され、地域性や保育所の状況に合わせた食事の提供や、離乳食、食物アレルギー児、食事に配慮を要する児などの個別配慮食への対応を行っています。また、地域の子育て家庭への食事面での子育て支援にも一役を担っています。

1 発達に応じた食事

子どもは発育のためのエネルギーや栄養素を必要とする点で、大人とは大きく異なります。大人は活動のために必要な栄養素を食事によって摂取しますが、子どもは健康の維持・増進だけでなく身体発育に必要な多くの栄養素量を食事から摂取しなければなりません。また一方で消化・吸収機能が未熟なために、消化・吸収機能の発達段階に応じた栄養法、食事形態で与えることが大切になってきます。

献立作成などに当たっては、運営支援課で作成した「保育所給食の手引き」に基づき、各保育所において食事摂取基準を基に給与栄養目標量を定め、給与栄養量を算出しています。また嗜好調査や残食調査を定期的実施しながら子どもの食事状況を把握して献立に反映させたり、季節感を取り入れて旬の食材を利用したり、日本の伝統的な味や、地域の特性を生かした食品を取り入れたりして、食べることが喜びとなるような食事内容にしています。また、入所当初に行なう食事状況調査などを参考にしながら、一人一人の子どもの心身の状態に合わせたきめ細やかな食事の工夫を行なっています。

(1) 乳児の食事

乳児期の前半は「乳汁による栄養」で、後半には食事の第一歩としての「離乳食」が始まります。食べる機能も「乳を吸う」ことから離乳食を通して食物を「咀嚼する」行動に移っていきます。この時期は疾病や細菌に対する抵抗力や消化吸収機能が弱いので乳児期は特に衛生的で安全なものであることが大切です。さらに食品の種類や調理形態、一日の食事回数や一回の食事量は、それぞれの乳児の摂食機能の発達に合わせたものを与えるようにします。離乳の完了は、形のある食物を噛みつぶすことができるようになり栄養素の大部分が乳汁以外の食物から摂れるようになった状態をいい、生後 12～18 か月頃を目安に幼児食に移行します。

(2) 1～2 歳児の食事

乳児期を過ぎて 1 歳の頃の食事は、前半は離乳食の続きで後半は幼児期への移行食として捉えます。この時期は好奇心、探究心が盛んなため「なんだろう」という気持ちで食べ物や食器、食具に興味をもち、一度口に入れたものを出してみたり、手でいじったり、つぶしたり、落としたり、叩いたりといろいろな行動が見られます。また自我の芽生えにより、自分で食べたいという気持ちが強くなり、スプーンなども持ってみたい、使ってみたいとなりますが、うまく使えず手づかみで食べるのが中心になります。この「手づかみ食べ」は食べ物を目で確かめ、手指でつかんで口まで運び、口に入れるという目と手と口の協働ができてくるのが摂食機能の発達上、重要な役割を担っています。2 歳の頃になり乳歯が生え揃っても咀嚼力は弱いので、食品の種類や調理形態には引き続き配慮することが大切です。また、味覚もはっきりしてきて好き嫌いも出てきます。食べる意欲を大切にしながら、いろいろな食材や料理に親しめるようにします。

(3) 3～5 歳児の食事

3 歳の頃は摂取量に個人差が出てきたり好き嫌いが出やすくなります。心身の状態を把握して楽しく食事ができるような配慮が必要です。スプーンや箸の使い方も正しくできるようになりますが、安全面での配慮は必要です。4 歳くらいになると食べられないものや嫌いなものでも少しずつ食べようとする気持ちが出てきます。グループの友達と話しながら食事を摂ることもできるようになります。そして 5 歳くらいになると身体と食べ物に関係に関心をもつようになり、食事をするの意味が分かり、食事のマナーも身に付いてきます。また、調理活動や野菜の栽培活動などを通して食べ物への興味、関心をもつようになってきます。

(4) おやつ

発育期にある子どもは身体が小さい割には多くのエネルギーや各種栄養素を必要とします。しかし消化吸収能力が未熟なために、1 回に摂取できる食事の量に限りがあり、一日 3 回の食事では必要なエネルギーや栄養素を満たせません。食事の一部としておやつを補給します。またおやつは子どもにとって食事とは異なった楽しみの時であり休息、気分転換の場でもあります。おやつは一日の給与栄養量の 10～20%程度が望ましいとされています。保育所では午前・午後のおやつの他に、延長保育利用の子どもに家庭での夕食に支障のない程度の間食を提供しています。また、延長時間に応じて、軽食や夕食を提供している保育所もあります。

(5) 個別配慮食

食物アレルギー疾患のある子どもへは、医師の生活管理指導表に基づいて対応した食事を提供します。栄養士は、日々の献立からアレルゲンとなる食品を除去し、代替食品を使用し成長発達を保障し、栄養などのバランスのとれた食事の内容にします。

外国籍の子どもが入所している場合、宗教、文化などの違いで食品の除去を希望とする場合は必要に応じた食事の対応を行います。その他、病気や障害により食事に配慮を要する子ども

の食事にも必要に応じて配慮しています。また発熱や下痢などで子どもの体調が優れない時は、症状に応じて個別に対応しています。

2 食育への取り組み

保育所の食育は、子どもが保育所での生活と遊びの中で、食に関わる楽しい体験を意欲的に積み重ねていくことにより、食に対する関心が育ち、健康に生きるための「食を営む力」の基礎が豊かに育まれるように実践しています。平成17年に食育基本法が公布され、平成20年の保育所保育指針において「食育の推進」が示されました。平成30年施行された保育所保育指針では、「栄養士が配置されている場合は専門性を生かした対応を図る」「食の循環・環境への意識」が盛り込まれています。

保育所における食育は、保育所保育指針を基本とし、「食を営む力」の育成に向けてその基礎を培うことを目標として、家庭や地域社会と連携を図り、日々の保育の中で食に関わる体験を積み重ねていくことが求められています。

<食育目標>

楽しく食べる体験を深め、「食を営む力」の基礎を培う

～楽しく食べる子どもは食育のリーダー～

<めざす子ども像>

- お腹がすくリズムのもてる子ども
- 食べたいもの好きなものが増える子ども
- 一緒に食べたい人がいる子ども
- 食事づくり、準備にかかわる子ども
- 食べものを話題にする子ども

「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚労省) 参照

(1) 保育所の特性を生かした食育

食育の実施においては、施設長の責任の下に保育士・栄養士等が、各保育所の状況や地域性を踏まえて、入所児童状況を考慮した「食育計画」「食育活動計画」「畑の栽培計画」などを全体的な計画に基づいて作成し、さらに保育指導計画などに組み込み、保育の中で展開されています。実施後は、職員全体で子どもの栄養摂取量、身長や体重などの量的評価と意欲や態度から見える質的評価及び反省をし、改善につなげています。

また、保育所は地域子育て支援の役割を担っていることから、地域の子育て家庭へ食に関する様々な情報を提供したり、乳幼児の食に関する相談・助言や体験の機会を設けています。

(2) 食育の環境の整備等

子どもが自ら畑活動を行い、野菜などの栽培や収穫を通して、食への関心や食の循環を意識できる環境づくりを整えています。さらに、育てた食材で調理活動などの体験や調理員等と一緒に

食事をする関わりをもつことで、調理する人への感謝の気持ちが育つような保育環境を整えています。また、保護者や地域との連携の下、食に関する取り組みが実施されるように、日常的な関わりによって、協力が得られるように努めていくことが必要です。

体調不良、食物アレルギー、病気や障害により食事に配慮を要する子どもなど、一人一人の子どもの心身の状況に応じ、嘱託医やかかりつけ医、栄養士などの協力の下に専門性を生かした対応を図っていくことが大切です。

3 食事における衛生

集団給食は、対象者が多人数であること、扱う食品が大量であること、一回の調理量が多いこと、大勢の調理従事者が関わっていること、専門の調理機器が使われていること、決められた時間内に提供することなどの特性があります。集団給食における衛生管理はこれらの特性を十分把握した上で、食中毒などの事故を防止し、安全でおいしい食事を提供するための対策を講じなければなりません。特に免疫機能の未熟な乳幼児期の子どもの食事は調乳・調理段階で衛生的な配慮が必要になります。

保育所は規模的には小さい施設ですが、乳幼児が対象で抵抗力が弱いことから、厚生労働省から出されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理をすすめています。

具体的には、運営支援課で作成した「保育所給食の衛生管理の手引き」を活用するとともに、調理に従事する職員と乳児担当者が毎月検便を実施し、他の職員も定期的に受検するなど、職員の健康管理にも十分留意し、子どもに食事の介助をする際にも、専用のエプロン、帽子を着用するなど、細心の注意を払っています。また、職員は、衛生管理の徹底や知識の向上のため各保育所で自主研修を行っています。

iii 子どもの健康及び安全

1 子どもの健康支援

保育所保育においては子どもの健康の確保は極めて重要な事項です。一人一人の子どもの健康の保持と増進に留意するとともに、集団全体の健康保持と、子ども自らが体や健康に関心をもつことが大切です。そのためには一人一人の子どもの心身の状態、発育及び発達状態を把握し、その状態に適した環境と遊びを通して丈夫な体をつくり、体力や運動能力を育んでいくことが必要です。

(1) 子どもの健康管理

保育士等が子どもの心身の状態を日々細やかに把握することは保育の基本です。保育士等は保護者との連携を密にし、子どもの体質や既往症、予防接種の状況、日々の子どもの様子の把握に努めます。また、発育及び発達状態の把握のため身長・体重の定期測定、嘱託医による健康診断を年二回、歯科健康診査を年一回実施しています。結果については保護者に連絡するとともに、

これらを健康管理カードに記録し、一人一人の健康管理に努めています。なお、予防接種は、集団生活をする上で必要であることを保護者に伝え、個別で行うことにしています。また、平成22年度からは公立の全保育所が5歳児を対象にフッ化物洗口事業を実施し、私立保育園も順次実施しています。

嘱託医とは日頃から連携を図り、流行の病気に対する情報の提供や、子どもの健康に関する相談が円滑に行われるよう努めています。また、看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図るようにしています。

「歯と口の健康づくりマニュアル」（健康政策課）参照
「保育所等における衛生管理マニュアル」（運営支援課）参照

（2） 保育を進める上での衛生管理

毎日長時間にわたる集団生活をしている保育所等では、子ども同士が濃厚に接触する機会が多く、また、例えば乳児は床をはったり、手にしたものを何でもなめる等、乳幼児の行動の特徴があるので、それらを踏まえ、感染症の拡大を防ぎ、安全で快適な保育環境を保つために日頃からの掃除や衛生管理が重要です。こまめな掃除、整理整頓や日光消毒などを心がけ、菌やウイルスで汚染された可能性のある場合は、適切な方法で消毒を行っています。

保育士等は自身の健康管理に十分留意し、適切で丁寧な「手洗い」をはじめとする感染症予防に努めています。

（3） 疾病等への対応

乳幼児は抵抗力が弱く、身体の機能が未熟であるという特性を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づき適切に対応することが求められます。保育中に発熱、下痢などで体調が悪くなった場合には、保護者に連絡し、適切な対応を行いながら迎えを待ち、医療機関の受診を勧めます。

保育所で多い感染症としては、インフルエンザ、感染性胃腸炎などがあります。感染症が発生した場合には、感染の拡大防止のため、嘱託医と相談し、各保育所のマニュアルに沿った対応をします。

感染症に罹患した子どもについては、保護者に対して登所の時期等についてかかりつけ医の指示に従って対応するよう協力を求めます。また、全職員で情報を共有するとともに、他の保護者にも掲示等を通して情報を提供し、感染の有無、経過の観察、予防の取り組みなどについて理解を求め、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づいた対応を行います。集団発生時には、運営支援課や保健所に連絡をし、指導を受けて対応します。

薬の取り扱いについては、医師の処方に基づいて保護者が与えるものとなっています。やむを得ず保護者が与えることができない場合は、保護者の依頼を受けて所定の依頼票に基づいて保育士が代わって与えることとなります。（「薬剤情報提供書」がある場合は提出）

仙台市医師会との申し合わせで、飲み忘れや服用する薬の量の間違いをせず適量を適切に服用できるように、預かる薬は、医師の処方した薬1回分に限り、座薬や吸入薬は原則として預

からないことにしていますが、やむを得ない場合は医師の診断書により受けています。慢性の病気で継続して保育所で薬を与えなければならない場合も診断書の提出が必要です。

2 安全保育と事故への取り組み

乳幼児期は、運動機能や安全面に対する認識が未発達なので、様々な事故に結びつくことが予想されます。できるだけ未然に防げるように、施設内外の安全性を確認し、子どもの発達とその時期に多い事故について、十分理解し保育を行うことが必要です。

「保育所等における安全管理マニュアル」(運営支援課) 参照

(1) 乳幼児期の発達と起こりやすい事故について

乳幼児期の運動能力の発達の特徴として「呼吸・嚥下機能が未熟」「重心が不安定」「運動機能が未発達」「衝動的・依存的」などがあげられます。仙台市の「公立保育所児童の災害報告書」によると、原因別には、転倒・衝突・ひっぱられるなどが多く、同じような原因での事故が発生しています。発達とその時期に起こりそうな事故について十分理解し、さらに子どもの性格や行動の特徴を把握して、保育を行うことが大切です。

また、SIDS(乳幼児突然死症候群)については生後2~6か月の頃の乳児に多く起こりうるといわれ、それまで元気だった赤ちゃんが睡眠中に突然死亡してしまう病気であることから、うつ伏せ寝をさせない、掛け布団やタオルが顔に掛からないようにする、定期的に顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し記録する(目を離さないことが前提)など、日頃から睡眠中の安全に十分注意することが大切です。

(2) 事故防止及び安全対策

子どもが安全に行動するには、情緒の安定が大切です。大人に守られ、安心して過ごせることを基本としながら、しだいに危険や安全についての理解や対応する力が、身に付くようにしていきます。

また、子どもはその発育・発達に適した環境と遊びを通して丈夫な身体をつくり、体力や運動機能が育まれていくことから、保育士等は、子どもの年齢に合った声かけや働きかけを通して生活や遊びのルールを知らせるとともに、運動機能の発達が促されるよう日々の保育を工夫していきます。

事故防止対策としては、あらゆる事故を想定するとともに、保育所における安全に関するマニュアルを確認し周知徹底します。施設内外の設備の安全点検(チェック表に記入)を定期的に行い必要に応じて対策を講じ、事故防止に役立てます。保育士等には、全体の子どもの動きや一人一人の子どもの動きを予想しながら、常に危険を察知し事故を未然に防ぐ視点をもつことが求められます。全職員が危険についての認識を共通にもち、全体の子どもに目が行き届くように配慮したり、保育環境を整理します。(ヒヤリ・ハット報告などを活用し、情報を職員間で共有する。)

特に園外保育は、保育指導計画に基づきねらいを明確にもち計画的に取り組みます。複数の職員が引率する、散歩コースや目的地を事前に下見する、地図などを作成するなど、安全確認を十分に言い実施することが大切です。また、怪我や応急処置のための薬品と用品を準備し、応急処

置の方法も体得しておきます。

必要な医療機関などの一覧表を作成しておくとともに、嘱託医や運営支援課の保健師との連携を密にしておきます。また、全職員が救命講習を受け、最新の心肺蘇生法を学び、AEDの操作法や最寄りの設置場所の確認をします。

保護者には、家庭内や送迎時の事故防止のため、情報を提供し協力を依頼します。

(3) 事故が起きてしまったら

保育中の事故に関しては、マニュアルを作成し、子どもへの対応、所長・主任保育士への報告、連絡などの役割分担が確実にできるよう対応策を整えておき、全職員が理解しておくことが大切です。医師の診察を必要とした時には、あらかじめ保護者の理解をもらい病院に連絡をとってから受診します。

治療後保護者には、状況と診断結果をきちんと説明し、児童の状況の変化に注意します。また、降所後の様子を電話で聞いたり、翌日様子を聞くなど適切な対応をします。また、事故について職員間で状況を報告し合い、事故の再発防止対策を図ります。

救急車の依頼をする時は、「119番」に電話をし、だれが、いつ、どこで、どうして、どんな状態であるか、意識や呼吸の有無など、子どもの状態を具体的に分かりやすく伝えます。また、救急車が到着するまでに必要な処置があれば、実施して待ちます。

医療機関を利用した場合には運営支援課に事故報告が必要です。

3 災害への備え

平成23年3月11日、東日本大震災が起きました。職員は必死で子ども達を守り、日頃の避難訓練の効果もあり、落ち着いて対応ができました。今後も災害はいつ起こるかわかりません。どのような場合であっても職員は子どもの生命を守り、安全に保育することが最大の責務です。子どもの生命を守るのは、職員一人一人の行動にかかっているという責任をもち、防災に関する心構えや知識をしっかりと身に付けておくことが大切です。

保育所では、日頃から、地震などの自然災害や火災などの災害対策を念頭におき、定期的に避難訓練を行い、災害発生時に速やかな対応と避難ができるようにしています。

保育士等は、子どもの発達段階や一人一人の子どもの特徴を理解し、子ども自らが、自分の身を守ることができるよう、安全な生活に必要な習慣や行動を身に付けるようにしています。そのためには、職員自身が危険を予測する目や危険を防ぐ態度を養い、衛生知識の向上に努め、日頃から整理整頓をするなど、安全な保育の環境を整備します。

地震の際、棚やロッカーの転倒や物の落下がないように固定するなど、保育の環境を整えます。職員全体の役割分担を明確にしたり、非常時に備えた物品や非常用持ち出し用品などを準備しておきます。

施設、設備においては、安全点検を定期的に行うとともに、防災組織（自衛消防組織）をつくり、消防及び防災計画を立案・実施し安全保育に当たります。また、日頃から地域や関係機関、

保護者との連携を図り、避難場所や連絡の方法などについて確認・周知し、災害発生時に速やかな対応と避難ができるようにします。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に所在する保育所は、水害の危険により保育の継続が困難となった場合、代替保育場所での保育を検討する必要があります。

「保育所防災マニュアル」（運営支援課）参照

4 不審者侵入への対応

保育所では、施設内への不審者による侵入、不測の状況などに対処し、子どもや職員の身を守る安全対策について整備しておくことが大切です。不審者が施設内に入り込むことを防止するため、時間帯によっては、出入り口を限定したり、施錠するなどの対策をしています。また、防犯ベルを施設内に数か所設置し、警備会社と連携をとっています。

日頃から地域の学校、町内会、警察、消防署などと連絡を図り、不審者に係る地域情報を共有し、危険予知ができるようにします。不審者侵入時の対応としては、冷静に退去を求めながら、警察、警備会社、運営支援課に通報します。職員は協力体制をとり、速やかに子どもを安全な場所へ避難誘導します。職員一人一人が常に危機管理意識をもち、万一に備えての対応を熟知しておくことが大切です。また、警備会社の職員を含めての不審者対応避難訓練を行い、安全対応能力の向上に努めます。

「不審者対応マニュアル」（運営支援課）参照

5 児童虐待などへの対応

近年、児童虐待により尊い命が奪われる事件が後を絶たず、対応が急がれています。虐待急増の背景として、都市化、核家族化の進行に伴う家族の孤立化があげられ、また、東日本大震災後は、様々な要因による虐待が増加しています。

虐待は家庭という密室で行われるため、早期の発見や対応が難しいのが現実です。

平成12年5月に「児童虐待の防止に関する法律」が制定されたことを受けて、仙台市では「虐待対応マニュアル」を作成しています。また、平成20年に「仙台市要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待通告のあったものなどのうち、虐待内容や緊急度・深刻度の高い事例について台帳を作成し、定期的に状況確認を行うとともに、実務者会議の資料として活用を図っています。代表者会議構成機関に仙台市保育所連合会が参加、実務者会議構成機関に子供未来局長が指定した仙台市保育所が入っています。

「児童虐待対応マニュアル第4版」（仙台市）参照

「保育所における児童虐待対応の手引き」（運営支援課）参照

（1）児童虐待はなぜ起こるのか

虐待には「身体的虐待」、「性的虐待」、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」、「心理的虐待」があります。子どもの前で配偶者やその他の家族に対し暴力をふるう（DV）なども虐待です。

児童虐待は、保護者等の考え方や意図で判断するのではなく、子どもの視点、子ども自身が苦痛を感じているかどうかといった観点から判断されるべきものです。

児童虐待が起こる要因としては「保護者自身の要因」「家庭生活の要因」「社会環境の要因」「子ども自身の要因」があり、これらが複雑に絡み合っただと起こると考えられています。

(2) 保育所の役割と対応

職務上児童虐待を発見しやすい保育所職員などは、児童虐待の早期発見に努め通告する義務があります。疑いをもった場合は、たとえ確信がもてなくても、児童相談所又は保健福祉センター等に通告ないし連絡します。保育所は保護者と共に通園することから、親子の関わり方や、子育ての様子を目にすることができます。保育士等は日中の生活の中で子どもの様子を観察することができるので、深刻な虐待に至る前に発見し、早い解決へとつなげることができます。

その場合抵抗できない子どもの命を守り、保護者を追い詰めないように慎重に対応することが大切です。保護者が孤立しないように、子育ての大変さをねぎらったり、常に温かい目で見守り、虐待防止するためにも安心して相談できる体制をつくります。

(3) 関係機関との連携

子どもに不自然な外傷があったり、ネグレクトなどで成長・発育に問題があると思われる時には、医療機関の受診や専門の相談機関での相談を勧めます。

状況に応じて、各関係機関と情報を共有しながら、しっかりと連携をとることが必要です。児童相談所や保健福祉センター等はもちろん、区ごとのネットワーク組織を活かして、地域の民生児童委員・主任児童委員・兄弟の学校・児童館・警察などとも情報を共有して、家庭を支えていきます。

(4) 職員による虐待防止

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 25 条において、職員による虐待等の禁止について定めています。

「子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもと子育て家庭への支援を行う保育所職員は、全ての子どもを守る立場にあるため、いかなる理由があろうとも、児童虐待に相当する全ての行為を行ってははいけません。例えば、子どもに暴力を振るう、拘束する、性的な行為をする、放置する、無視する、暴言を浴びせる等の不適切な保育がこれに該当します。保育所では、虐待の防止、人権に対する啓発のための研修を実施しています。

日頃からどんなことに留意して、保育を進めればよいかを「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」等を活用し保育所全体で共有することが大切です。万が一発生した場合は、傷害事件として対応することとなります。その際は保育士の資格がなくなる場合があります。

「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」(運営支援課) 参照

V 子育て支援

i 保育所における子育て支援に関する基本的事項

1 保育所の特性を生かした子育て支援

- (1) 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重します。
- (2) 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めます。

2 子育て支援に関する留意事項

- (1) 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めます。
- (2) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持します。

ii 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

1 保護者との相互理解

- (1) 日常の保育に関連した様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めます。
- (2) 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、子育てを自ら実践する力を高めるうえで重要な取り組みであることから、これを促していきます。

2 保護者の状況に配慮した個別の支援

- (1) 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮するようにしていきます。
- (2) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、保健福祉センターや関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めます。
- (3) 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うように努めます。

3 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

- (1) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて、個別の支援を行うよう努めます。

- (2) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、保健福祉センターや児童相談所、その他の関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図っています。また、虐待が疑われる場合には、速やかに保健福祉センター等または児童相談所に通告し、適切な対応を図ります。

iii 地域の保護者等に対する子育て支援

核家族化や晩婚化、地域におけるつながりの希薄化などによる養育力の低下や、男女参画社会の進展などの子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、保育所等の子育て支援への期待が急速に高まり、保育所等に子育て支援の充実が求められるようになりました。また、平成30年度施行の保育所保育指針によって、保育所が地域の実情や保育所の体制等を踏まえ地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めることが明記されました。

保育所は地域の子育て拠点としての機能を有し、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めています。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めています。

1 保育所等地域子育て支援事業

平成10年4月から、地域に密着した児童福祉施設である保育所を活用して、育児不安などに対する相談指導や、子育てに関する情報の提供、子育てサークルなどへの支援を行う「保育所地域子育て支援事業」を支倉保育所で開始し、その後順次拡大しています。

この事業は、すべての子育て家庭の保護者等、及びその児童を対象とするという意味において、次世代育成支援という潮流の中で、保育所保育がその中核的役割を担う事業であり、今後、一層拡大していくことが求められています。

(1) 事業内容

地域子育て支援センターでは、自由に来所したり、年間継続して参加できるグループ制を取り入れたりするなど、保護者同士が安心してつながりのもてる関係づくりをねらった事業を行っています。また、日々の子育ての中での疑問や不安などの育児相談や、子どもの発達や遊びに関する情報を提供し、多様なニーズに応じていくことが求められています。地域全体で子育てを支えていけるよう関係機関との連携を図りながら支援事業を進めています。

支援センターには、支援室があり、地域の子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を専門に担当する保育士等を配置しており、担当者は、各種研修などに積極的に参加し、専門性の向上に努めています。

① 子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進

子育て支援室への自由来所は、子育て中の保護者が開放時間内に自由に来所し、専任の保育士等がいる中で、子どもを遊ばせたり、保護者同士が情報交換したりすることで子どもへの接し方を学んだり、友達をつくったりし、子育ての孤立感を解消しています。また、子育てに悩んでいることなどを気軽に相談できる貴重な場となるように、保護者同士のつながりや関係性も見守っていく配慮が必要になります。

同年齢のクラスに入り、親子で保育を体験する「体験保育」は、保護者等が育児の方法を学ぶ機会となり、子どもの発達の理解につながっています。また参加することで感じた疑問や相談に保育士等が応じることで子育てに関する支援の機会にもなっています。参加する子どもにとって、家庭ではできない遊びを体験したり、同年齢児と交流する場となっています。

入所児にとってもいろいろな人と触れ合う機会となるので、保育士等は意識して子ども同士の関わりをもてるような遊びの工夫に努めています。

② 子育て等に関する相談、援助の実施

子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、身近に相談できる相手もなく、一人で悩みをかかえている保護者が多くなり、その内容が深刻化しています。保護者自身が精神疾患などをもっているケースや育児不安が強いケースなどが増え、相談にじっくりと応じていくことの難しさや、専門的な知識が必要となり、職員の資質向上と関係機関との連携が重要になっています。

③ 地域の子育て関連情報の提供

地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て家庭に対して、様々な保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介をしています。情報の提供では、地域の親子が利用しやすいように事業内容を知らせるとともに、子育てに関する関係機関の情報を知らせ、支援の範囲を広げています。方法として、チラシだけでなくメール配信など、社会情勢に即した発信が必要とされています。

④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

育児知識の提供や育児不安の解消のため、子どもの健康・遊び・食事など子育てに関する育児講座などを開催し、様々な分野から専門の講師を迎え、子育てについて一緒に考えたり、学んだりする場として実施しています。中でも、地域の関係機関の保健師や小児科医による講座は、子育ての悩みや不安を出し合いながら、保護者同士が情報交換し、講師からアドバイスを受け、語り合える場として参加者から好評を得ています。

また、児童館・保健福祉センター・市民センターなどに出向き、年齢に沿った遊びの紹介や絵本の読み聞かせ、育児相談など保育の専門性を生かした対応や支援方法などを提供する役割も担っています。

食事については、離乳食の作り方が分からない、子どもが喜んで食べてくれるにはどうしたらよいかなど、食事に関する悩みに応える場を提供し、保育所栄養士の指導の下に、離乳食・幼児食を保護者と一緒につくったり、味わったりしながら、食事に関しての悩みや相談に応じています。

⑤ 子育てサークルなどの育成・支援

育児サークルに担当者が出向いて手遊びを伝えたり、児童文化財を紹介するなどを通して、運営を援助したり、育児サークルの発足に関わるなどをして、保護者が相互に協力しながら自主運営できるように見守っています。子育てボランティアの育成・支援では、子どもと触れ合い、子どもと接する楽しさや子育てに関心をもてるように体験の場を提供しています。

(2) 利用者の状況

利用者の子どもの年齢は、0・1・2歳の利用が多くを占めています。特に第一子をかかえている保護者の利用が多くみられ、子育てに不安や悩みをかかえていると考えられます。

子どもの遊び場や遊び方などの情報提供、保護者同士の交流などによるきめ細やかな相談事業はもとより、子育てが母親だけでなく、家族の協力や地域社会の支えがあつて、始めて、安心して子どもを生み育てることができるということを伝えていくことが大切になります。

2 訪問型子育て支援事業

子育てに悩みながらもいろいろな事情で地域子育て支援センターなどを利用できない家庭を対象に、平成19年10月から、訪問事業を開始しました。各区1か所（青葉区は2か所）の公立保育所において、保護者の依頼を受けて担当保育士や栄養士等が家庭を訪問しています。

区の保健福祉センターの協力により、3～4か月児育児教室でのPR活動を始め、保健福祉センターの健診時や地域の小児科、産婦人科、児童館などにチラシを配布し周知を図っています。さらに、携帯電話によりメールでの受け付けも行っています。離乳食を食べない、おんぶの仕方が分からない、遊び方を教えてほしい、子どもは普通に発達しているかなど、いろいろな訪問依頼があり、訪問することによって、家庭の中で孤立化した育児を支えています。訪問の際に必要な場合は保健福祉センターの保健師と同行するなど連携した支援を行い、訪問から支援室利用へとつながるようにしています。

3 一時預かり事業

平成5年6月から、保護者の疾病などにより緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対して「緊急保育サービス」を開始し、その後「非定型的保育サービス」「私的理由による保育サービス」も実施しています。また、保護者の就労などにより月64時間以上家庭保育が困難となる家庭の「特定保育」も実施していましたが、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「特定保

育」は廃止となり、代わりに「継続的利用保育」を新たに設け、受け入れを行っています。一時預かりは利用状況が増えていることから、今後さらに拡大の方向にあります。

(1) 事業内容

① 非定型的保育サービス

非定型的保育サービスは、保護者の就労、職業訓練校などへの通学、就労を目的とする研修の受講などにより、月64時間未満を限度として断続的に保育が必要となる子どもを保育するサービスです。

② 緊急保育サービス

緊急保育サービスは、保護者の入院、通院、災害、事故などによる受傷、出産、看護、介護、冠婚葬祭、引越し、求職活動などの理由により緊急かつ一時的に保育が必要となる子どもを、2週間を限度として保育するサービスです。

また、裁判員制度が開始されたことで裁判員制度枠が設けられました。候補者に選任されたことを対象事由とする場合において、仙台市以外に居住していても保育所を利用出来るサービスです。向山保育所と支倉保育所で行っています。

③ 私的理由による保育サービス

私的理由による保育サービスは、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、文化・体育活動、ボランティア活動、学校行事への参加などの理由により一時的に保育が必要となる子どもを、週3日を限度として保育するサービスです。

④ 継続的利用保育サービス

子ども・子育て支援法に基づく2号・3号の支給認定を受けていることを原則とし、いずれの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業も利用しておらず、かつ月64時間以上の保育が必要となる子どもを保育するサービスです。

(2) 利用者の状況

利用者の子どもの年齢は、0歳から6歳まで全年齢にわたっていますが、特に0歳から3歳までの子どもの利用が多い状況です。

非定型的保育サービスの利用は就労によるものが一番多く、子育てと仕事のバランスを考え週3日以内で仕事をしている保護者や、仕事から離れていたが仕事復帰のため週1~2回仕事をしている保護者などが利用しています。

緊急保育サービスの利用の理由は様々ですが、両親や祖父母など普段保育している人の都合がつかなくなった場合や、出産の時に、周りに子どもを見てくれる人や手伝ってくれる人がい

ないなどの理由での利用が多い状況です。

また、利用頻度は稀でも、一時預かりがあるというだけで、安心だという声もよく聞かれます。

私的理由による保育サービスでは、育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための利用が増加の傾向にあり、預けるだけでストレス解消になっている保護者もいれば、預けることに抵抗感を感じるなど、様々な悩みをかかえている保護者もいます。そのような保護者には、子育て支援事業や地域活動事業へ誘ったり、保育士等との相談の場を設けたりすることにより、ストレスの緩和につながっていく場面も多々あります。さらに日中、保護者と子どもだけの生活が中心のため、子どもに集団生活を経験させたい、あるいは幼稚園入園にむけて同年齢の子どもと遊ばせてみたいなどの要望も聞かれます。核家族化や子育て機能の低下により保護者の負担が大きくなっていることから、私的理由による保育サービスの利用は今後ますます増えていくと思われま

(3) 一時預かり事業における配慮事項

利用に関する問い合わせや予約申し込みは電話での対応になるため、利用者への分かりやすい説明と丁寧に話を聴く対応が必要となります。利用にあたっては、面接調査を行い、健康状態や食事の内容、アレルギーの有無、日々の生活のリズムなどを聞き取ることにより、楽しく安全な環境の下での生活になるようにしていきます。また、家庭での様子などを踏まえ一人一人の子どもの心身の状態などを考慮し、それぞれの生活のリズムを大切にしながら子どもが無理なく過ごすことができるよう保育を進めていきます。また、利用する子どもの年齢差が大きい場合には、年齢の高い子どもも満足が得られるような保育内容の工夫を心がけていきます。状況に応じて、保育所で行っている活動や行事に参加するなど、日常の保育と関連付けながら柔軟な保育を行うことが大切です。

利用する家庭や利用時間も日々変わるので、子どもの様子、保護者からの連絡、事務連絡事項など日々の状況把握を十分に行い、担当者間の連携を密にすることが重要です。

さらに全職員が一時預かり事業に共通理解をもち、様々な状況に対応できるように協力体制を整えておきます。

4 保育所等地域活動事業

保育所等は地域に開かれた社会資源の一つとして、多様化する保育需要に、より積極的に対応するとともに、地域の需要に応じた幅広い活動を推進するため、保育所等がもっている専門的知識や子育てのノウハウを、様々な活動を通して伝えています。実施に当たっては、入所している子どもの保育に支障のない範囲で行っています。

(1) 世代間交流等事業

都市化や核家族化が進行する中、世代間の交流が乏しくなった現代では子どもが高齢者等と触れ合う機会が少なくなっています。そこで施設や地域のお年寄りを季節的行事（発表会や運動会など）に招待し、子ども達の劇や歌を披露したり、遊びの会や敬老の会を企画し、手作り玩具制作、伝承遊びなどを教えてもらうなどして触れ合いを楽しんでいます。こうした活動は子どもにとって人に対する親しみや感謝の気持ちを育む上で重要な機会になっているとともに、子ども達の明るい声や元気な姿は、お年寄りの方々の励みにもなっています。

(2) 異年齢児交流等事業

保育所等を卒園した児童や地域の児童と保育所等の行事を一緒に楽しんでいます。家庭では少なくなった異年齢の子どもとの関わりを通して大きくなることの喜びや憧れを抱いたり、やさしくされた経験から下の子へのいたわりの気持ちを育てる機会にもなっています。

(3) 育児講座・育児と仕事両立支援事業

子育ての学びの場として、保育士等による親子遊びやわらべ歌の伝承、栄養士による食事に関する講座、大学や他機関の専門家による育児講座など、地域の乳幼児をもつ保護者等に対し、子育てについての理論と実践の育児講座などを実施しています。また育児と仕事の両立支援に関する情報提供を行っています。

(4) 地域の特性に応じた保育需要への対応

無理なく取り組める内容として園庭開放や児童図書の貸し出しがあります。園庭開放では、保育所等の子どもが遊んでいる時間に来所し、保育所等の子どもを見ながら過ごす親子や、午睡時間を利用して静かに遊んでいくなど、ニーズは様々ですが安心して子どもを遊ばせられる場として定着しています。また保育所等にある図書を利用してもらうことで、親子で絵本の読み聞かせの楽しさを味わい、保護者が子育てに関する本を気軽に読むことで、子育てが楽しめるようにしています。防犯や安全に気を配りながら地域の親子が入りやすい雰囲気と環境をつくるよう心がけています。

(5) 家庭的保育を行う者と保育所との連携を行う事業

家庭的保育者に連携保育所を定め、指定された保育所は行事に招待したり、児童文化財の貸し出しなどを行っています。また、職場研修などに誘ったりして共に保育の向上をめざしています。

(6) 保育所等体験特別事業

保育所等を開放し、同じ位の年齢のクラスで受け入れ、一緒に生活をする体験保育を行っています。保護者が入所している子どもとの交流や保育士等と子ども達の関わりを見ることを通し、子どもの発達を理解や、育児上の工夫や方法を学んだり、体験保育を行ってみての疑問や相談に保育士等が応じることで、子育てに対する不安を解消したりする機会にもなっています。

VI 職員の資質向上

保育所等は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るようにします。

1 保育所等の職員に求められる専門性

保育所等の職員は、最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所等の職員としての職務及び責任の理解と自覚が求められます。そのことを基盤として、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所等内外の研修を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めます。

2 施設長の責務

施設長は、施設長としての専門性の向上に努め、保育所等の全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるように努めます。

3 職員の研修等

保育所職員は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、職員一人一人が専門的知識や技術を習得するとともに、自己研鑽により職員間で専門性を高め合い、更なる保育の質の向上を図ることが求められます。

4 職員研修の実施体制

仙台市では保育所等における保育の課題を理解し、その解決に向け保育を実践する力を身に付けるため、保育の専門研修に加えコミュニケーション力やカウンセリングに関する研修も取り入れた、多岐にわたる研修を体系化し保育実践の質及び専門性の向上に努めています。

(1) 職場内研修

各々の保育所において、保育の中で取り組むべき身近な課題をテーマとし、職員同士議論しながら問題解決をするなど、主体的に学び合う姿勢と職場環境づくりをすすめています。また、新規採用職員や経験の浅い職員が保育所になじみ、保育に必要な仕事の手順、方法を学ぶことを目的とする OJT や法人内など、複数の保育所で、テーマにそった外部講師を招き、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う研修などを行っています。

(2) 仙台市保育所連合会研修

仙台市の公立と私立の保育所と幼保連携型認定こども園で、連絡調整を行い、共に子ども一人一人の育ちを大切にされた保育の実践と豊かな人間性を育む食育の推進や家庭での子育てを支える取り組みなど、子育ての専門機関としての役割を果たすために、乳児保育、障害児保育、初任保育士、中堅保育士、栄養士、調理担当者、主任保育士、所(園)長研修などを、計画的に実施しています。

(3) 仙台市主催研修

階層別に求められている役割を果たすために必要な知識・技能を修得するとともに、保育所全体として組織力を高めるため、リーダー的職員、主任職員、施設長、各々にテーマを設け、研修を実施しています。また、専門研修として、キャリアアップ研修の指定を受けている特別（保育）支援コーディネーター研修や幼児教育研修、乳児保育研修の他、カウンセリング特別夜間講座、保健関係研修など、子育て家庭への支援や個別的な配慮を必要とする子どもへの保育や保護者への支援など、職員が自らの専門性の向上を図るために、必要な専門的知識・技術などを修得し、適切な保育の展開と、保護者に対して助言・支援ができる人材育成のための研修を実施しています。

参 考 资 料

目 次

- <参考資料 1> 全体的な計画
- <参考資料 2> 年間保健計画
- <参考資料 3> 安全保育計画
- <参考資料 4-1> 食育計画
- <参考資料 4-2> アレルギー児の食事の対応について
- <参考資料 5> 年間指導計画
- <参考資料 6> 月指導計画
- <参考資料 7> ディリープログラム
- <参考資料 8> 保育所児童保育要録

全体的な計画

(仙台市立保育所)

保育目標	<p>すこやかに今を生き かつよく未来を生きる子どもを育てる</p> <p>～生きる力の基礎を培う～</p>		<p>めざす子ども像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の気持ちがわかる子ども ・豊かに感じて表現する子ども ・自分で考えて行動する子ども ・自分の体を大切にする子ども ・友達と力を合わせる子ども
参考	<p>仙台市幼児教育の指針 基本目標 心身ともに健やかで、たくましく、しなやかな子ども</p>		
参考	<p>保育所の保育指針</p> <p>ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。</p> <p>イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。</p> <p>ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。</p> <p>エ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。</p> <p>オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。</p> <p>カ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。</p>		
養護	生命の保持	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。 ・一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。 ・一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。 ・一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。 	
	情緒の安定	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。 ・一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。 ・一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。 ・一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。 	
健康支援	<p>○子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握 (定期的・継続的・随時把握。疾病や傷害への適切な対応。不適切な療育・虐待が疑われる場合の対応を図る。)</p> <p>○健康増進 (年間保健計画の作成。健康診断の実施と記録の活用を図るとともに、保護者の子どもの心身の健康状態への理解を促す。)</p> <p>○疾病等への対応 (体調不良や傷害が発生した場合、適切な対応。感染症等の発生予防と対応のための体制づくり。アレルギー児の保護者と連携し、医師の診察及び指示に従った適切な対応。疾病等の事態に備えた環境及び救急用品等を備え、職員の対応の共有を図る。)</p> <p>○環境及び衛生管理 (施設内の温度・湿度・換気・採光・音などを適切な状態に保持。子ども及び職員が、清潔を保つようにする。)</p>		
食育	<p>食育目標</p> <p>楽しく食べる体験を深め、「食を営む力」の基礎を培う ～楽しく食べる子どもは食育のリーダー～</p> <p>めざす子ども像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お腹がすくリズムのもてる子ども ・食べたいもの、好きなものが増える子ども ・一緒に食べたい人がいる子ども ・食事づくり、準備にかかわる子ども ・食べものを話題にする子ども 	<p>○保育所の特性を生かした食育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくようにする。 ・食事の提供を含む食育計画を作成し、その評価及び改善に努める。 ・栄養士の専門性を生かした対応を図る。 <p>○食育の環境の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちを育てる。 ・保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組を進める。 ・体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切な対応を図る。 	
安全管理	<p>○事故防止及び安全対策 (安全保育計画の作成、施設内外の日常の安全点検・安全管理、重大事故が発生しやすい場面での事故防止への配慮や指導の工夫。保育中の事故や不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え対応を行う。)</p> <p>○災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備等の安全確保 (防火設備・避難経路の確保及び定期点検。備品・遊具などの配置・保管を適切に行い、安全環境の整備に努める。) ・災害発生時の対応体制及び避難への備え (災害発生に備えマニュアルの作成。定期的な避難訓練。保護者への連絡や引き渡し方法等の確認を行う。) ・地域の関係機関等との連携 (地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力を得られるようにする。避難訓練の仕方を工夫する。) 		
子育て支援	<p>○保育所を利用している保護者に対する子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との相互理解 (日々の様子や成長の姿を伝え合い保育の意図の説明などを通じ相互理解を図る。保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促す。保育所の特性を生かし子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながらよりよい生育環境づくりに努める。保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるようにする。) ・保護者の状況に配慮した個別の支援 (子どもに障害や発達上の課題がある場合や外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭には、関係機関との連携及び協力を図り、個別の支援を行う。) ・不適切な養育等が疑われる家庭への支援 (保護者の育児不安への個別の支援を行う。不適切な養育等が疑われる場合には、関係機関と連携し適切な対応を図る。虐待が疑われる場合には、速やかに関係機関に通告し適切な対応を図る。) <p>○地域の保護者等に対する子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた子育て支援 (保育所保育の専門性を生かした子育て支援に努める。一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子ども心身の状態などを考慮するとともに柔軟に活動を展開できるようにする。) ・地域の関係機関等との連携 (地域の関係機関等及び地域の人材と積極的な連携。地域の要保護児童への対応など関係機関等と連携を図る。) 		

		乳児期	1歳以上3歳未満児	
教 育	健康	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。 ・自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。 ・健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。 	
			内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。 ・食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。 ・走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。 ・様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。 ・身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。 ・保育士等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。 ・便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。
		人間関係	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。 ・周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。 ・保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。
			内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。 ・保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。 ・身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもと関わりをもつて遊ぶ。 ・保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。 ・保育所の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。 ・生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。
	環境	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。 ・様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。 ・見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。 	
			内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。 ・身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。 ・自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。 ・身近な生き物に気付き、親しみをもつ。 ・近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。
		言葉	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。 ・人の言葉や話を聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。 ・絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。
			内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。 ・生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。 ・親しみをもって日常の挨拶に応じる。 ・絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。 ・保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。
	表現	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。 ・感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。 ・生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。 	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ・音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。 ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。 ・歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。 ・保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。 ・生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。 	
	育	健康	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。 ・伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。 ・食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。
			内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。 ・一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。 ・個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。 ・一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。 ・おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。
人間関係		ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる環境の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。 ・体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。 ・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。 	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安心感をもって過ごす。 ・体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。 ・保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。 ・温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。 	
環境	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安心感をもって過ごす。 ・体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。 ・保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。 ・温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。 		
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安心感をもって過ごす。 ・体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。 ・保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。 ・温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。 		
言葉	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。 ・人の言葉や話を聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。 ・絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。 		
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。 ・生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。 ・親しみをもって日常の挨拶に応じる。 ・絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。 ・保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。 		
表現	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。 ・感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。 ・生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。 		
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ・音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。 ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。 ・歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。 ・保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。 ・生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。 		
育	人間関係	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる環境の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。 ・体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。 ・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。 	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安心感をもって過ごす。 ・体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。 ・保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。 ・温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。 	
環境	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。 ・様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。 ・見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。 		
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。 ・身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。 ・自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。 ・身近な生き物に気付き、親しみをもつ。 ・近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。 		
言葉	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。 ・人の言葉や話を聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。 ・絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。 		
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。 ・生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。 ・親しみをもって日常の挨拶に応じる。 ・絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。 ・保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。 		
表現	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。 ・感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。 ・生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。 		
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ・音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。 ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。 ・歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。 ・保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。 ・生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。 		

		3歳以上児		幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
教 育	健康	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。 	ア 健康的な心と体 イ 自立心 ウ 協同性 エ 道徳性 規範意識の芽生え オ 社会生活との関わり カ 思考力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現 サ プロジェクト学習を体験する
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等や友達と触れ合い、大切にされていることを実感することで命を大切にできる心が育ち、安定感をもって行動する。 ・生活や様々な遊びを通して十分に体を動かし、様々な動き方を知る。 ・進んで戸外で遊ぶ。 ・様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。 ・保育士等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。 ・健康な生活のリズムを身に付ける。 ・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。 ・保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。 ・自分の健康に関心をもち、自分の体を大切にしようとする気持ちが芽生え、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。 ・危険な場所、危険な遊び方、災害から身を守る行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 	
		ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ・身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 ・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。 	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。 ・生活や遊びを通して自分で考え、自分で行動したり、自分でできることは自分で行う。 ・いろいろな遊びを心ゆくまで楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。 ・失敗したり思い通りにならない時も、周囲の人の励ましなどを受けもう一度挑戦したり、友達の力を借りたりしながらやり遂げようとする。 ・友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみなど様々な感情体験を味わい、共感し合ったり相手の感情に気付いたりする。 ・自分の思ったことを相手に伝え、自分とは異なる友達の気持ちや考えに気付き、友達のことも大切にできる気持ちをもつ。 ・友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。 ・友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。 ・よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。 ・友達との関わりを深め、思いやりをもつ。 ・友達と楽しく生活する中でまじりの大切さに気付き、守ろうとする。 ・共同の遊具や用具を大切に、皆で使う。 ・高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。 	
		ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 ・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 ・身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。 	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然に触れて生活したり遊んだりし、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。 ・生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。 ・季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。 ・自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。 ・身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。 ・日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しみ、仙台独自の歴史・文化・伝統行事や活動を通して、地域の歴史や文化に親しみ、豊かな体験をする。 ・身近な物を大切にする。 ・身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。 ・日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。 ・日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。 ・生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。 ・保育所内外の行事において国旗に親しみ。 	
	環境	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。 	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。 ・したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。 ・したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。 ・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 ・生活の中で必要な言葉が分かり、使う。 ・親しみをもって日常の挨拶をする。 ・生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。 ・いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。 ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。 ・日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。 	
		ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 ・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ・生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。 ・生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。 ・様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 ・感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。 ・いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。 ・音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。 ・かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。 ・自分のイメージを動きや言葉などで表したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。 	
		ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。 ・したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。 ・したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。 ・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 ・生活の中で必要な言葉が分かり、使う。 ・親しみをもって日常の挨拶をする。 ・生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。 ・いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。 ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。 ・日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。 	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。 ・したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。 ・したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。 ・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 ・生活の中で必要な言葉が分かり、使う。 ・親しみをもって日常の挨拶をする。 ・生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。 ・いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。 ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。 ・日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。 	
言葉	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。 		
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。 ・したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。 ・したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。 ・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 ・生活の中で必要な言葉が分かり、使う。 ・親しみをもって日常の挨拶をする。 ・生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。 ・いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。 ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。 ・日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。 		
表現	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 ・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ・生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 		
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。 ・生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。 ・様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 ・感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。 ・いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。 ・音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。 ・かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。 ・自分のイメージを動きや言葉などで表したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。 		

年間保健計画

ねらい

- 一人一人の子どもの健康の保持及び増進を図るようにする。
- 子どもが自らの体や健康に関心を持ち、いろいろな遊びを通して体づくりをする。
- ※ 保護者と日常的な健康教育の取り組みについて、連携を図る。

<参考資料2>

月	目 標	内 容	環境及び留意点	保健活動	※ 保護者との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人一人の健康状態を把握し安定して過ごせるようにする。 ○ 新しい環境の中で好きな遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの健康状態(発育状況・既往症・予防接種状況・体質・アレルギー・健康管理カード内容・平熱など)を把握確認する。 ● 一人一人の生活習慣や生活のリズムを把握する。 ○ 運動遊具, 固定遊具の安全な遊び方を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内外の安全・衛生管理の確認 ● 遊具・玩具の安全, 衛生の点検 ● 散歩の安全・衛生の確認(下見) ● 職員の保健指導(SIDS予防・応急処置・嘔吐下痢の処理など) ● 職員の衛生管理マニュアル周知 ● 手洗いやうがいの仕方を分かりやすく知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期健康診断 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健福祉センターの健康診査, 予防接種の確認と未実施児童への声かけ ● フッ化物洗口の説明 ● 定期健康診断の実施と結果報告
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定して過ごせる環境を整える。 ○ 戸外で好きな遊びを十分に楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康的な生活のリズムを身に付けるようにする。 ● 手洗い・うがいなどの清潔の習慣を身に付けるようにする。 ○ 戸外で身体を動かして遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 加湿器の点検整備・片付け ● 通風環境の整備 ● 日除けなどによる紫外線予防 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手洗い指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活のリズムを整える大切さについて
6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 梅雨期の衛生に気をつけ健康に過ごせるようにする。 ○ 衛生的な生活習慣を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気温や湿度の変化に応じて, 衣服の調節や水分補給ができるようにする。 ○ 手洗い, うがい, 歯磨きなどをしようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● プール及び設置場所・水遊びの遊具の点検整備 ● 冷房器具の取り扱いの確認 ● 梅雨期の衛生管理(食中毒予防・除湿など) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歯科健診 ● 歯磨き指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歯科健診の実施と結果報告 ● 就学前の麻疹, 風疹の予防接種について ● 梅雨期の衛生管理について ● 衣服・寝具の入れ替え ● 水遊びの注意(感染症など)について
7・8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏の感染症の予防に努め, 健康に過ごせるようにする。 ○ 夏の遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康状態を把握し, 感染症の予防に努める。 ● 水分補給・栄養・休息を適宜にとれるようにする。 ○ 夏の遊びを十分に楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水遊びや戸外遊び後の休息や水分補給 ● 熱中症の予防 ● 室内外の安全・衛生の点検整備 ● 遊具, 玩具の点検, 消毒 ● 夏の感染症流行時の衛生管理 		<ul style="list-style-type: none"> ● 夏の感染症の予防について ● 夏期の過ごし方について(体の清潔・生活のリズム・健康状態の連絡, 徹底)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な環境を整え, 快適に過ごせるようにする。 ○ 体を動かして遊ぶことを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な環境づくりをする。 ● 生活のリズムや健康状態を把握し, 健康に過ごせるようにする。 ○ いろいろな運動遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの運動能力や行動範囲の把握 ● 運動遊具・固定遊具の安全・衛生の点検整備 ● 園庭整備 ● 水分補給 		<ul style="list-style-type: none"> ● 生活のリズムを整える大切さについて ● 動きやすい服装, 及び体調の連絡
10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な運動遊びを通して体づくりをする。 ○ 戸外遊びや散歩を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむようにする。 ○ 進んで戸外遊び, 散歩などを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 散歩・園外保育の安全・衛生の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期健康診断 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気温差に応じた衣服・寝具の準備 ● 戸外遊び・散歩の推奨 ● 定期健康診断の実施結果の報告 ● 就学時健康診断(該当小学校)～11月

11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬に向けての環境を整え寒さに負けない体づくりに努める。 ○ 寒さに負けず戸外遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬に向けて薄着の習慣が付くようにする。 ○ 戸外で体を動かして遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬の感染症流行時の衛生管理 ● 気温差, 運動量に応じて衣服を調節する。 ● 室内外の安全・衛生の点検整備・暖房器具・加湿器の管理と事故防止(加湿器の衛生・室内の温度・湿度・換気に留意) ● 遊具, 玩具, 教材の点検・消毒 ● 健康管理カードの整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手洗い ● うがい ● 鼻のかみ方 ● 咳エチケット ● 睡眠と栄養の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 薄着の励行 ● 暖房器具の事故防止について
12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬の感染症予防に努め, 健康に過ごせるようにする。 ○ 感染症の予防に関心をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康状態を把握し, 病気の予防と早期発見に努める。 ○ 手洗いうがいの習慣を身に付け, 感染症を予防する。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 冬の感染症の予防について ● 生活のリズムを整える大切さについて
1・2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内環境を整え, 健康に過ごせるようにする。 ○ 冬の戸外遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康状態を把握し, 病気の予防と早期発見に努める。 ○ 戸外遊びを通して外気に触れる。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 健康管理カードの記入依頼
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 季節の変化に応じた健康管理をし, 快適に過ごせるようにする。 ○ 一人一人が大きくなった充実感を味わい喜ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人一人の成長発達や発育状況を把握し記録する。 ● 健康面での引継ぎをする。 ● 保健年間計画の評価・次年度に向けての確認をする。 ○ 自分の健康に関心をもち, 自信をもって生活する。 			
日常の健康支援	<p>[新年度・入所に際して]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭調査書, 健康管理カードの確認 ● 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入 ● 薬の取り扱いについて ● フッ化物洗口について ● アレルギー児の除去食, 保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表 ● 離乳食の食事調査 ● 配慮食について 	<p>[子どもに関わること]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康観察(顔色・熱の有無・薬の有無・泣き方・機嫌・鼻水・咳・湿疹・けが・頭髪の観察など) ● 身体測定(0歳は毎月, 1歳からは定期健康診断実施日に合わせて隔月) ● 発育及び発達状態の把握 ● 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防 ● 保健師の巡回指導 ● 室内外の安全・衛生面の環境整備(砂場・遊具・玩具・教材など) ● 疾病・感染症における家庭との連携 ● 健康面において, 各機関との連携(嘱託医など) ● 児童虐待について(早期発見・関係機関との連携) ● けがの応急処置 ● 健康教育 手洗い・うがいの仕方・鼻のかみ方・咳エチケット・睡眠と栄養 	<p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の調査(インフルエンザ・感染性胃腸炎・麻しんなど) ● インフルエンザなどの予防接種の推奨 ● 心肺蘇生法及びAEDの講習会受講 ● 医薬品の点検補充 ● ヒヤリハット(インシデント), 事故記録:反省, 検討 ● 嘱託医との連携(研修など) ● 職員の健康管理(細菌検査:毎月・健康診断:年1回・予防接種の推奨) ● 病害虫の駆除と予防 		

●養護 ○教育

安全保育計画 I

<参考資料3>

I 期	II 期	III 期	IV 期
安全計画における各項目について「いつ、何をすべきか」を踏まえて取組み、職員間で共有する。			
4～5 月	6～8 月	9～12 月	1～3 月
<ul style="list-style-type: none"> ○年度初めに、全職員で共通理解を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における安全管理マニュアル ・事故防止チェックリスト、安全点検表 ・園外保育マニュアル ・施設・設備・園外保育の重点点検箇所の確認 ○リスクが高い場面の留意点、役割分担の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・午睡、食事 ・園外保育、バス利用時 ○緊急時の行動について <ul style="list-style-type: none"> ・災害、不審者の侵入、火事(通報)を想定した役割分担、掲示での可視化、保護者などへの連絡方法、地域等との協力体制の構築 ○児童への安全指導(年齢・発達等に合わせて) <ul style="list-style-type: none"> ・生活における安全・危険について(災害、事故発生時の約束事や行動の仕方)、交通安全の学び等 ○保護者への説明・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者自身が遵守する(送迎含む)安全に係るルール等について ・安全計画及び、保育所の安全に関する取組み内容 ○災害時の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練計画(地域特性に応じた様々な訓練) ・救急対応の実技講習計画、訓練 ・不審者対応等の実践的な訓練や通報訓練 ・自治体が実施する年間の研修を把握、所内の計画への反映 ○再発防止策の徹底 ○地域の住民や関係者と連携した取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨の日の安全な過ごし方や遊び方 ・水遊び、プール活動での役割分担の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動遊びが盛んになることを踏まえ、遊具や用具の点検強化 ・降雪時等の遊び方や安全に関するルール ・暖房器具の約束ごと 	<ul style="list-style-type: none"> ☆各項目について、年間評価反省 <ul style="list-style-type: none"> ・発生した事案の分析、再発防止策の検討 ・施設内外の安全点検 ・避難訓練等の見直し *上記について、職員間で共有し、保護者に周知、共有する ・寒い時期の安全な過ごし方 ・室内遊びの工夫 ☆年間評価・反省を踏まえ、次年度の安全計画を策定、反映する <ul style="list-style-type: none"> ・各マニュアルの再確認 ・職員間の共有

* ○印…年間計画を立案し、職員間で共有。1年を通じて必要な事項 ☆印…次年度に向けた取組み

* 年間計画は、必要に応じて見直す

安全保育計画Ⅱ

<参考資料3>

ねらい		<ul style="list-style-type: none"> ・安全な環境を作り、快適に生活できるようにする。 ・子どもの発達や行動特性に合った安全への援助を行い、身を守る力や習慣・態度を育てる。 				
年齢	2～4か月	5～8か月	9～12か月	1歳	2歳	
発達の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・首がすわる ・半分まで寝返る ・手に触れた物をつかむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・這う ・物をつかむ ・一人で座る ・寝返りをする ・何でも口に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・つかまり立ちをする ・伝い歩きをする ・一人で立つ ・指先で物をつかむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行の確立 ・探索が盛んで行動範囲が広がる ・手指を使うが多くなる ・友達に関心をもつが自分の思いや考えの伝え方が分からず、友達を叩いたり押ししたり噛んだりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・走る、跳ぶなどの基本的な運動機能が伸び行動範囲が広がる ・関心や探索活動の範囲が広がり「怖いもの知らず」の姿がある ・自我が強くなるとともに感情の起伏が激しく物の奪い合いからのけんかも多い ・模倣が盛んになり、友達との関わりを求める 	
	育てたい力			<ul style="list-style-type: none"> ・坂道、でこぼこ道、砂利道、段差などを歩き歩行が確かなものになる ・親しい大人にやりたい気持ちを受け止めてもらい共感し合いながら外界へ興味や関心をもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な遊びを経験する中で、基本的な運動機能が発達する ・目と手の協応が育つ ・親しい大人との共感の下に言葉と行動が一致する 	
予想される危険・事故	<ul style="list-style-type: none"> ・窒息、吐乳 ・SIDS 	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒 ・異物の誤飲 		<ul style="list-style-type: none"> ・不安定な歩行による転倒 ・鼻や耳などへの異物の挿入 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定遊具からの押し合いによる転落、手を離しての落下 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・椅子、ベッドからの転落 		<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の使い方や思いがけない行動による事故やけが（異物挿入、かじる、指を入れる、はさむ、衝突など） ・遊具の奪い合いによるけが ・肘内障 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達同士、思いが通じないためのけが 	
保育士等の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・寝返り・腹ばいなど遊びながらいろいろな動きを工夫して取り入れ、発達を促す ・常に子どもから目を離さない ・敷布団は固めのものを使用し、うつ伏せ寝にならないように気を付け、睡眠中は常に子どもの様子を観察する(SIDS予防チェック表の活用) ・抱き方を注意する ・遊具・用具はいつも清潔にし破損などにも十分注意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの視線で危険な物は取り除き、手の届く範囲は特に慎重に点検する ・抱き方に注意したり、オンブは子どもが落下しないように二人で行う。 ・安全なスペースを用意し、十分に動けるようにする。また倒れても安全なように支えや床のクッションに配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・くぐる、よじ登るなどいろいろな動きや手指を使った遊びが楽しめるように工夫する ・つかまり立ちをする時は側について注意し、常に子どもの位置や動き、遊びや興味に目を配る 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に配慮し保育士等がすぐに介助できる位置で見守りながら、一人遊びを十分に経験できる環境をつくる ・危険なことは丁寧に繰り返し知らせていく ・保育士等との信頼関係をつくり、気持ちの安定を図るとともに遊具の数や空間の確保など、落ち着ける環境を工夫する ・子ども相互のけんかが多くなるので、大人が仲立ちとなり、お互いの存在に気付かせる ・水遊びをする時は、必ず、保育士が二人以上付き添い、目を離さず溺水を防ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な環境を整え、伸び伸びと遊べるようにする ・大人との信頼関係を基盤にし、遊具や用具の使い方、順番を守ることの大切さなど子ども自身が理解できるよう一人一人の状況に応じた働きかけをする ・大人が仲立ちとなり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを体験できるようにする 	

年齢	3歳	4歳	5歳	6歳
発達の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な運動能力が一応育ち、何でも自分でできるような気持ちになるが、複雑な運動は難しい 危険なことが少しずつ分かるようになる 好奇心が一段と旺盛になる 友達への関心が増す 	<ul style="list-style-type: none"> 全身のバランスをとる能力が発達し、体の動きが巧みになる 異なる2種以上の行動を同時にとれるようになる 危険な物や場所について分かり気を付けて使ったり行動したりするようになる 少しずつ自分の気持ちを抑えたり、我慢もできるようになる 友達への関心が増し、関係が深まる 	<ul style="list-style-type: none"> 運動能力が発達し、身体のコントロールができるようになる 自分なりに考えて、物事の判断ができるようになる 友達との遊びが多くなり、ルールのある遊びを楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> 細かい手や指の動きが発達し、他の部分との協応もうまくなり、全身運動もなめらかになる 生活や遊びの中で予想や見通しを立てることができるようになる 友達との関わりの中で、よいことや悪いことが分かり判断して行動する。また、共同の遊具や用具を大切に譲り合って使う
育てたい力	<ul style="list-style-type: none"> 体を動かして遊ぶことの楽しさを経験しながら基礎的な運動能力が育つ 危険を認知できる 人の話を聞こうとする 言葉と行動を一致させながら、遊びや安全面のきまりを知り守ろうとする 	<ul style="list-style-type: none"> 身体や手足を動かす楽しさが分かり、全身のバランスがとれる 危険を回避しようとする姿勢が育つ 人の話を聞き理解する 遊びや安全面の決まりを守り遊べる 	<ul style="list-style-type: none"> 敏捷性、集中力、平衡感覚を身に付ける 車の危険を知り、交通ルールを理解し、安全な歩き方を身に付ける 安全や危険の意味が分り、危険を避けて行動する。遊びのルールの大切さを理解し、ルールを守って遊ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 安全に必要な基本的な習慣や態度を身に付け、その意味を理解し行動する
予想される危険・事故	<ul style="list-style-type: none"> 物を持ったり身につけたりして遊ぶことによるけが 物を投げたり振り回すことによるけが 興味をもつとすぐに行動してしまうためのけが 友達同士、思いが通じないためのけが 	<ul style="list-style-type: none"> 虫や動物などによるけが 思いがけない使い方、遊び方によるけが 友達との関わり合いの中でおきるけが 	<ul style="list-style-type: none"> 行動範囲や行動スケールが大きくなることによる思わぬけが 様々な遊具、用具、教材を使うことによるけが 	
保育士等の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 保育士等と一緒に遊びながら、遊具や用具の使い方や遊びのルールを知らせ、そばについて見守る 固定遊具、体育遊具の使い方を知らせながら全身を使った遊びを取り入れていく 教材の安全な使い方を知らせる 遊具の配置を工夫し、すぐに片づけるなど環境を整える 大人や遊具などを仲立ちとして友達との関係がもてるようにする 水遊びをする時は、必ず、保育士が二人以上付き添い、目を離さず溺水を防ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> リズム遊びや体育遊びを多く取り入れ、平衡感覚などを養う 虫や動物の生態や関わり方を知らせ、注意して見守り触れた後は手を洗うようにする 友達と関わる中で、使い方や遊びのルールを守ることの大切さに気付けるようにする 不審者の危険性を知らせ、具体的な対処の仕方を教えていく 	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな動きを取り入れ身体発達を促す 子どもの成長発達を受け止めながら、その都度具体的に危険を知らせる 遊具・用具の正しい使い方を知らせ、約束を守り安全に遊ぶように見守る 自分の体に興味をもち安全への意識が芽生えるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な運動に取り組み、成就の喜びや自信がもてるようにする 子ども自身に適切な行動を選択させる機会をつくり、なぜそうするのか理解して行動できるようにする 遊具・用具の正しい使い方が分かり、自分達でルールを考えるなどして自主的に行動できるようにする

<参考資料4-1>

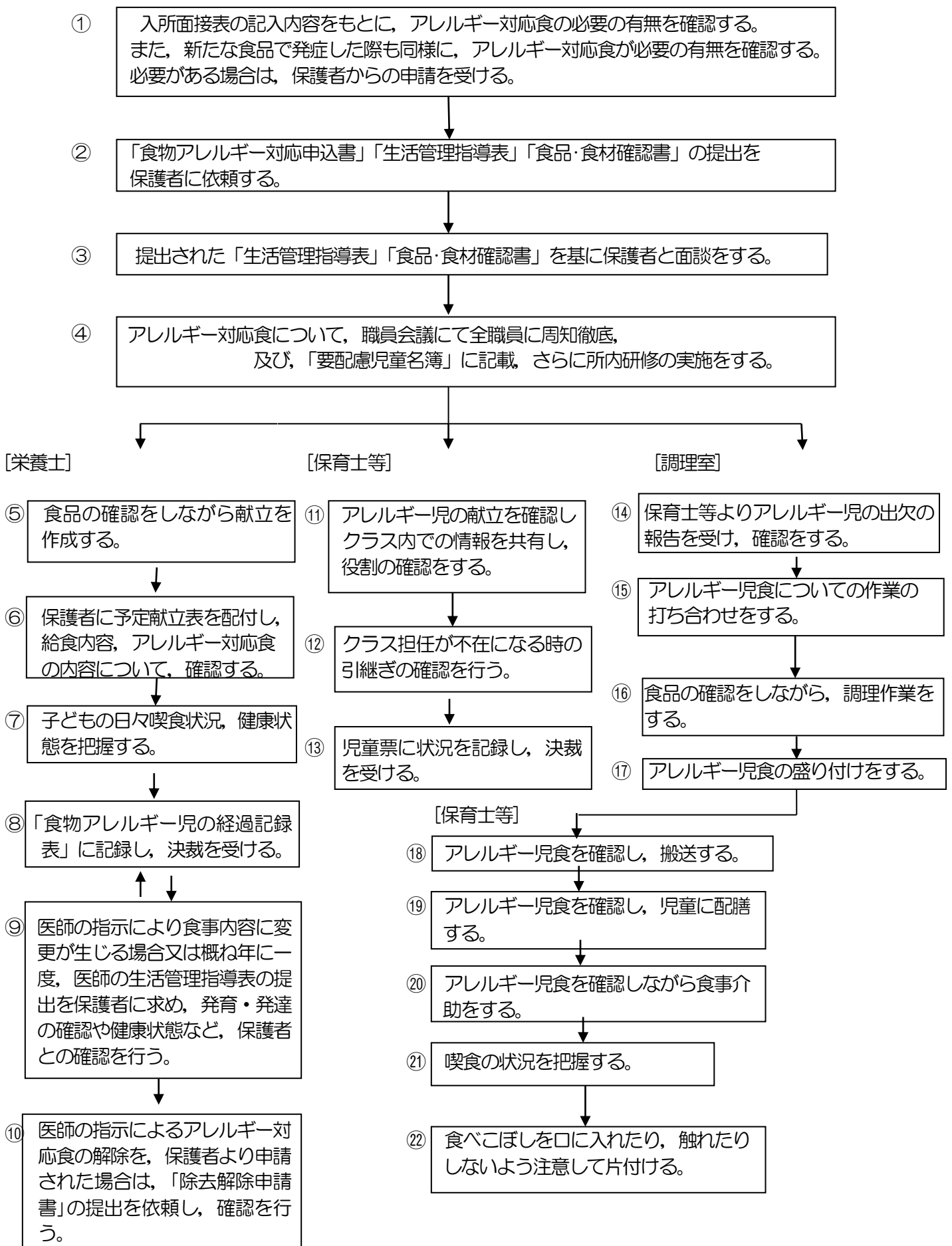
保育所等における食育計画

年齢	6か月未満	6か月～1歳3か月	1歳3か月～2歳未満児	2歳児
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・お腹がすき、乳（母乳・ミルク）を飲みたい時、飲みたいだけゆったりと飲むことができるようにする。 ・安定した人間関係の中で心地よい生活を送る。 ・乳（母乳・ミルク）以外の味を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お腹がすいて食事の時間を迎え、自分から食べようとする意欲をもてるようにする。 ・安定した人間関係の中で乳（母乳・ミルク）を飲み、離乳食を食べて心地よい生活を送る。 ・様々な食品や調理形態に慣れて離乳が進む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しい雰囲気の中で自分で食事をするようにする。 ・お腹がすき、食事を喜んで食べ、心地よい生活を送る。 ・様々な食品や調理形態に慣れて、幼児食へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等を仲立ちとして、友達と一緒に食べる楽しさを味わえるようにする。 ・安定した生活リズムを身に付ける。 ・様々な種類の食品や料理に慣れる。
	内容	内容	内容	内容
健康	<ul style="list-style-type: none"> ・よく遊び、よく眠る。 ・授乳の前後や汚れたときに顔や口をきれいにしてもらふ。 ・保育士等にゆったり抱かれて、乳（母乳・ミルク）を飲む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・よく遊び、よく眠る。 ・食事の前後に手を洗ってもらい清潔になる快さを感じる。 ・食事の前後に手を洗ってもらい、清潔になる心地よさを感じる。 ・様々な食品や調理形態に少しずつ慣れる。 ・発達に応じて離乳が進み、幼児食へ移行していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・よく遊び、よく眠り、食事を楽しむ。 ・食事の前後に手を洗うことに慣れる。 ・食事の後に顔や口のまわりを拭いてもらい、清潔になる心地よさを感じる。 ・食事の後は水を飲んで口の中がきれいになる心地よさを感じる。 ・様々な種類の食品や調理形態に慣れる。 ・よく噛んで食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・よく遊び、よく眠り、食事を楽しむ。 ・手洗いの仕方を知り食事の前後に手を洗う。 ・食事の後、保育士等の手助けによって口のまわりを拭き、うがいなどを行うようにする。 ・食べ慣れないものでも少しずつ食べようとする。 ・よく噛んで食べる。
人間関係と食文化	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳してくれる人に関心をもつ。 ・乳以外の味や、スプーンから飲むことに慣れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳や食事を食べさせてくれる人に親しみをもつ。 ・保育士等の真似をして食事の前後の挨拶をしようとする。 ・ゆったりとした雰囲気の中で食べることを楽しむ。 ・手づかみでも自分で食べようとする。 ・スプーンやフォークを使って食べることに興味をもつ。 ・コップで飲むことに慣れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しい雰囲気の中で自分で食事をするようにする。 ・「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする。 ・基本的な食事の仕方が少しずつわかってくる。 ・手づかみでも、自分で食べようとする。 ・スプーンやフォークなどを使って自分で食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と楽しんで食事や間食をとる。 ・基本的な食事の仕方を少しずつ知る。 ・自分と他児の食べものの区別がつくようになる。 ・スプーンやフォークなどを正しく持って食べようとする。 ・季節の行事食に興味や関心をもつ
食への興味		<ul style="list-style-type: none"> ・食べものに興味をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食べものに興味をもつ。 ・畑の作物を見たり触れたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の名前を知る。 ・畑に行って、作物を見たり触れたりする。

＜参考資料4-1＞

年齢	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	6 歳 児
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> 友達と一緒に楽しんで食事や間食をとることができるようにする。 食生活に必要な習慣を知る。 献立や食品に興味や関心をもち、様々な食品が食べられるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 友達と一緒に食事をしたり、様々な食べものを食べる楽しさを味わうようにする。 食生活に必要な習慣を身に付ける。 食べものと体の関係に関心をもち。 	<ul style="list-style-type: none"> 食事をするという意味がわかり、楽しんで食事や間食をとるようにする。 自分でできる範囲を広げながら、健康・安全など食生活に必要な基本的習慣や態度を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ多くの種類の食べものをとり、楽しんで食事や間食をとるようにする。 体や健康について関心をもち、健康・安全な生活に必要な基本的習慣や態度を身に付ける。
	内 容	内 容	内 容	内 容
健 康	<ul style="list-style-type: none"> 食事の前後に促されて手を洗い、清潔にする。 食事の後、口腔内を清潔にしようとする。 様々な食べものをすすんで食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 食事の前後に進んで手を洗い、清潔にする。 食事の後、口腔内を清潔にする。 食べ慣れないものや、苦手なものでも少しずつ食べようとする。 食べものと体の関係に関心をもち。 	<ul style="list-style-type: none"> 手洗いの必要性について知り、進んで行う。 歯みがきの大切さを知り、食事の後に口腔内を清潔にする。 食べものと体の関係に関心をもち、様々な食べものを食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 手洗いの必要性についてわかり、進んで行う。 歯みがきの大切さがわかり、食事の後に口腔内を清潔にする。 食べものと体の関係に関心をもち、様々な食べものをバランスよく食べようとする。
人 間 関 係 と 食 文 化	<ul style="list-style-type: none"> 保育士等や友達と一緒に食事や間食をする楽しさを味わう。 食事の準備や後片づけの仕方を知る。 基本的な食事の仕方を知る。 スプーンやフォークなどを正しく持って食べようとする。 箸を使って食べることに興味や関心をもち。 季節の行事食に興味や関心をもち。 	<ul style="list-style-type: none"> 楽しい雰囲気の中で、保育士等や友達と一緒に食事をする。 食事の準備や、後片づけを自分でしようとする。 基本的な食事の仕方を身に付ける。 箸を使って食べることに慣れる。 季節の行事食や伝統食を知る。 食材や食事を用意してくれる人への感謝の気持ちをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 楽しい雰囲気の中で、友達と一緒に食事をし、食事の仕方を身につける。 食事の準備や後片づけを自分でする。 箸を正しく持って食べようとする。 季節の行事やいろいろな伝統食を知る。 食材や食事を用意してくれる人への感謝の気持ちをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 楽しい雰囲気の中で、友達と一緒に食事をし、食事の仕方を身につける。 食事の準備や後片づけを進んでする。 箸を正しく持って食べようとする。 季節の行事やいろいろな伝統食の由来について知る。 食材や食事を用意してくれる人への感謝の気持ちをもつ。
食 へ の 興 味	<ul style="list-style-type: none"> 献立や食品に興味や関心をもち。 野菜づくりを通して、収穫の喜びや食べることの楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> 献立や食品に興味や関心をもち。 野菜づくりを通して、収穫の喜びや食べることの楽しさを味わう。 簡単な調理の楽しさを知り、食への興味や関心をもち。 	<ul style="list-style-type: none"> 献立や食品に興味や関心をもち。 野菜づくりを通して、その生長を知り、収穫の喜びを味わいながら、旬のあることを知る。 自然との関わりを通して、自然の恵みや自然といのちの大切さに気づく。 調理の楽しさを知り、食への関心や興味をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 献立や食品に興味や関心をもち。 野菜作りを通して、その成長を知り、収穫の喜びを味わいながら、旬のあることを知る。 自然との関わりを通して、自然の恵みや自然といのちの大切さを知る。 調理の楽しさを知り、食への関心や興味をもつ。

アレルギー児の食事の対応について（フローチャート）

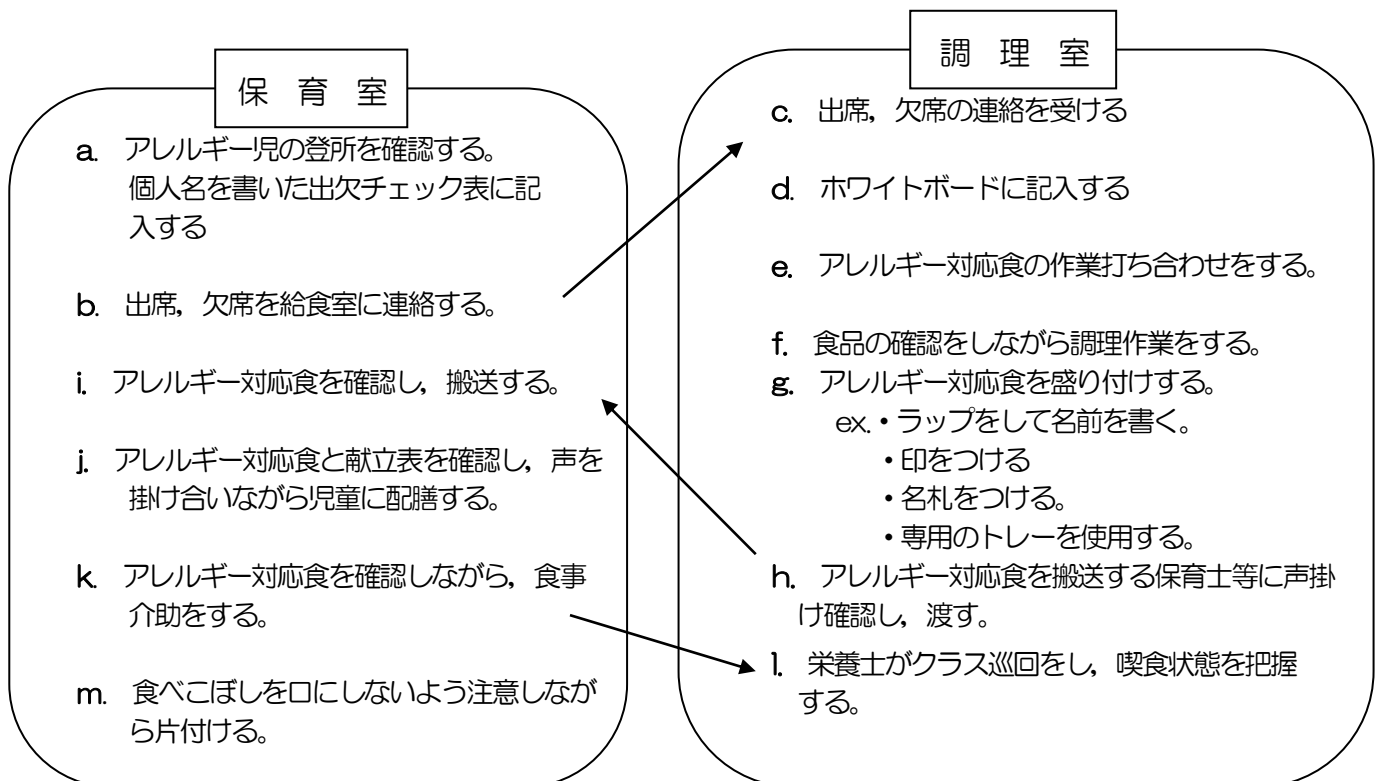


<参考資料4-2>

1. 栄養士のチェック項目

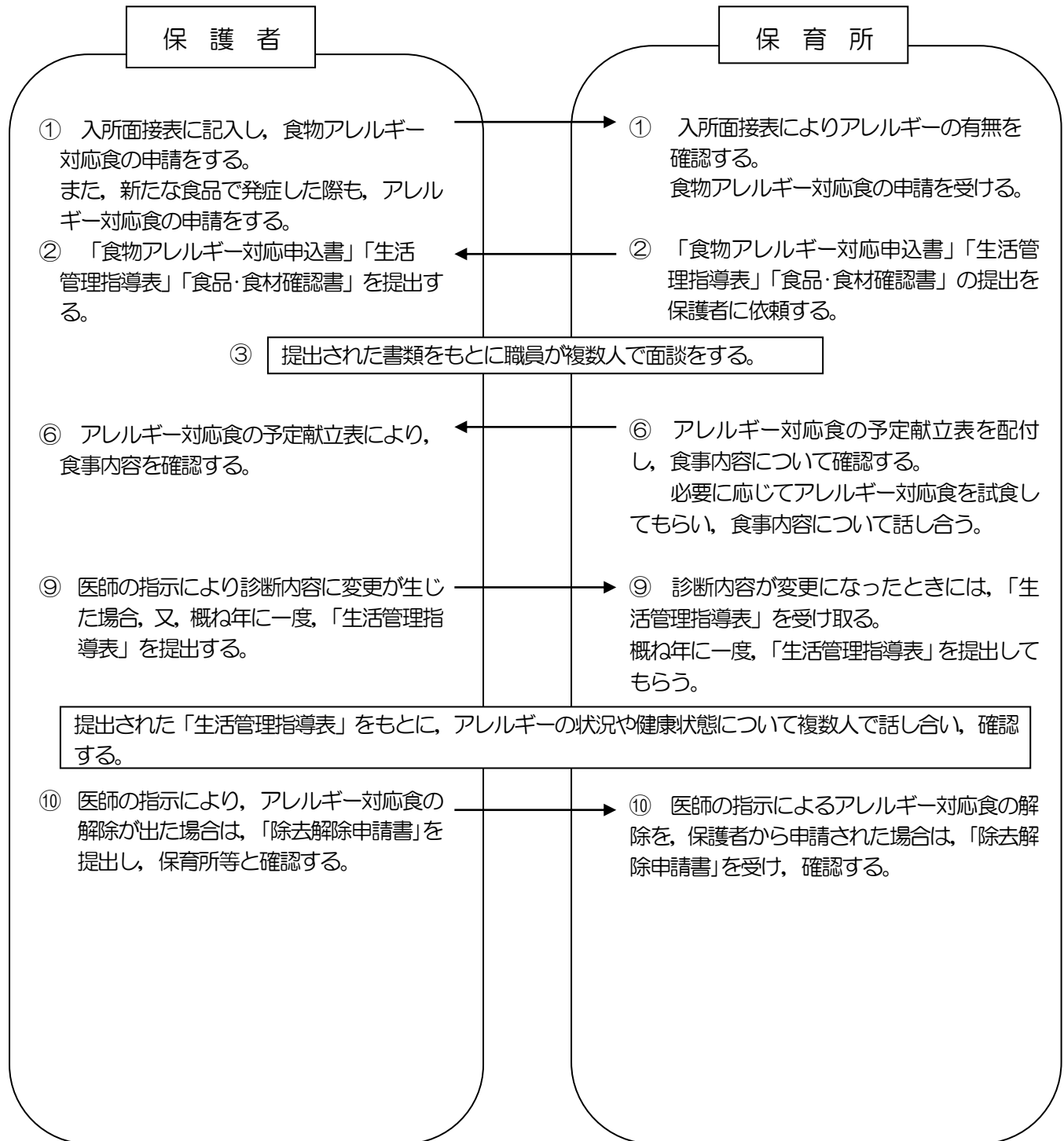
食物アレルギー対応申込書 生活管理指導表 食品・食材確認書 の確認	<ul style="list-style-type: none">・除去食品と使用食品の確認・アレルギーと喫食可能食品の確認・家庭での食事の様子の確認・家庭での生活環境の確認 (調理担当者, 食事介助者等)
献立作成	<ul style="list-style-type: none">・食品・食材確認書を確認・幼児食及び離乳食の献立の除去食品をチェック・除去食品の代替品を使用しながらアレルギー対応食の献立を作成
献立内容について 保護者との打ち合わせ	<ul style="list-style-type: none">・予定献立表を保護者に配付し, アレルギー対応食の内容について確認
作業打ち合わせ	<ul style="list-style-type: none">・調理の仕方と工夫の確認・作業手順の確認・器具機材の確認
調理作業	<ul style="list-style-type: none">・作業打ち合わせに基づいての調理・アレルギー対応食に対しての声掛け確認
配膳	<ul style="list-style-type: none">・献立に基づいた調理の確認・個々の名前を確認しながらの盛り付け・クラスで誤配のないような工夫 (ラップをして名前を書く, 印をつける 名札をつける, 専用のトレーを使用する等)

2. 日々の作業確認



3. 保護者との連携

- 保護者に保育所等での食事面を実際にみてもらい、不足部分や不安なところを保育所等と保護者で確認しあう。



※番号はフローチャートの番号です。

年間指導計画 3歳未満児（0歳児）

＜参考資料5＞

年度		組（0歳児）		年間指導計画		所長		主任		担任		
年間のねらい	養護	全体的な計画に基づき、クラスの1年間のねらいを子どもの生活や発達を見通して設定する										
		・生命の保持、情緒の安定を図るために保育士等が行う事項				教育	・子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えた事項					
期（月）		新しい生活に慣れる期	安定し、落ちついてくる期			遊びが豊かになり、充実する期	成長を喜び、次期への希望や期待を持つ期					
		第1期（4・5月）	第2期（6・7・8月）			第3期（9・10・11・12月）	第4期（1・2・3月）					
ねらい	養護 教育	・年間のねらいを期毎に具体的に分けて設定する										
内 容	（養護） 生命の保持 情緒の安定	養護	ねらいを達成するために、保育士等が行う援助や関わり					・保健的で安全な保育環境の維持、向上に関すること ・保育士等との信頼関係と情緒の安定に関すること				
	（教育） 健やかに伸び 伸びと育つ	教育	ねらいを達成するために、保育士等が援助し、子どもが自ら環境に関わり経験する事項					・乳児は発達が未分化な状況であるため、以下の3つの視点から保育の内容を考える 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」 精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」 ※その後の5領域の育ちにつながっていくものであることを意識する				
	身近な人と気 持ちが通じ合 う		・養護における、生命の保持、情緒の安定に関わる保育の内容と一体となって展開されるものであることに留意する									
	身近なもの と関わり感性が 育つ											
環境構成		・ねらい、内容に基づいて、子どもが興味、関心をもち自ら関わろうとする環境を記入する										
保育士等の 援助・配慮		・子どもの主体的な活動を促すための、保育士等の援助や配慮を記入する										
家庭との連携		・「子どもの育ちを共に喜び合う」という基本姿勢の下、連続性を踏まえて記入する										
特別支援保育		・障害児等との関わりの中で育てたい内容を記入する										

年間指導計画 3歳未満児（1, 2歳児）

<参考資料5>

年度		組（ 歳児）		年間指導計画		所長		主任		担任			
年間のねらい	養護	全体的な計画に基づき、クラスの1年間のねらいを子どもの生活や発達を見通して設定する											
		・生命の保持、情緒の安定を図るために保育士等が行う事項					教育	・子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えた事項					
期（月）		新しい生活に慣れる期			安定し、落ち着いてくる期			遊びが豊かになり、充実する期			成長を喜び、次期への希望や期待を持つ期		
		第 1 期（4・5月）			第 2 期（6・7・8月）			第 3 期（9・10・11・12月）			第 4 期（1・2・3月）		
ねらい	養護教育	・年間のねらいを期毎に具体的に分けて設定する											
内 容	（養護） 生命の保持 情緒の安定	養護 ねらいを達成するために、保育士等が行う援助や関わり ・健康状態、発育発達状態の把握や対応に関すること ・生理的な欲求や生活のリズムに関すること					・保健的で安全な保育環境の維持、向上に関すること ・保育士等との信頼関係と情緒の安定に関すること						
	（教育） 健康	教育 ねらいを達成するために、保育士等が援助し、子どもが自ら環境に関わり経験する事項 ・養護における、生命の保持、情緒の安定に関わる保育の内容と一体となって展開されるものであることに留意する ・1歳以上3歳未満児の時期は、発達の個人差が大きいことを踏まえ、一人一人の発達の援助が適宜、適切に行われることが求められる。											
	人間関係	<5領域 ～ 健康・人間関係・環境・言葉・表現> 健康 心身の健康に関する領域 人間関係 人との関わりに関する領域					互いに独立してあるのではなく、相互に重なり合うものであり、子どもの生活や遊びを捉える視点として考えられるものである						
	環境	環境 身近な環境との関わりに関する領域											
	言葉	言葉 言葉の獲得に関する領域											
	表現	表現 感性と表現に関する領域											
環境構成		・ねらい、内容に基づいて、子どもが興味、関心をもち自ら関わろうとする環境を記入する											
保育士等の援助・配慮		・子どもの主体的な活動を促すための、保育士等の援助や配慮を記入する											
家庭との連携		・「子どもの育ちを共に喜び合う」という基本姿勢の下、連続性を踏まえて記入する											
特別支援保育		・障害児等との関わりの中で育てたい内容を記入する											

年間指導計画 3歳以上児 (3, 4, 5, 歳児)

<参考資料5>

年度		組 (歳児)		年間指導計画		所長		主任		担任			
年間のねらい	養護	全体的な計画に基づき、クラスの1年間のねらいを子どもの生活や発達を見通して設定する											
		・生命の保持、情緒の安定を図るために保育士等が行う事項				教育	・子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えた事項						
期 (月)	新しい生活に慣れる期		安定し、落ち着いてくる期			遊びが豊かになり、充実する期			成長を喜び、次期への希望や期待を持つ期				
	第 1 期 (4・5月)		第 2 期 (6・7・8月)			第 3 期 (9・10・11・12月)			第 4 期 (1・2・3月)				
ねらい	養護 教育	・年間のねらいを期毎に具体的に分けて設定する											
内 容	(養護) 生命の保持 情緒の安定	養護	ねらいを達成するために、保育士等が行う援助や関わり										
			・健康状態、発育発達状態の把握や対応に関すること				・保健的で安全な保育環境の維持、向上に関すること						
			・生理的な欲求や生活のリズムに関すること				・保育士等との信頼関係と情緒の安定に関すること						
	(教育) 健康	教育	ねらいを達成するために、保育士等が援助し、子どもが自ら環境に関わり経験する事項										
			・養護における、生命の保持、情緒の安定に関わる保育の内容と一体となって展開されるものであることに留意する										
	人間関係	< 5領域 >											
	環境	健康	心身の健康に関する領域										
	言葉	人間関係	人との関わりに関する領域										
	表現	環境	身近な環境との関わりに関する領域										
		言葉	言葉の獲得に関する領域										
		表現	感性と表現に関する領域										
環境構成	・ねらい、内容に基づいて、子どもが興味、関心をもち自ら関わろうとする環境を記入する												
保育士等の 援助・配慮	・子どもの主体的な活動を促すための、保育士等の援助や配慮を記入する												
家庭との連携	・「子どもの育ちを共に喜び合う」という基本姿勢の下、連続性を踏まえて記入する												
特別支援保育	・障害児等との関わりの中で育てたい内容を記入する												

月指導計画 0歳児

年 月 指導計画 保育所 組

所長		主任		担任			
----	--	----	--	----	--	--	--

ねらい	<p>●<u>養護のねらい</u> 生命の保持, 情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり [保育士等側から: ~を図る, ~をする] ○<u>教育のねらい</u> 安定した生活を送り, 充実した活動ができるように, 保育を通じて育みたい資質・能力 [子ども側から: ~楽しむ, ~深める]</p>		家庭との連携	行事	<p>・連絡事項ではなく, 保護者の思いを受け止めながら, 「子どもの育ちを共に喜び合う」という基本姿勢の下, 連続性を踏まえて記入する。</p>
	内 容	環 境 構 成	予想される子どもの活動	保育士等の援助と配慮	評 価・反 省
<p>(養護) 生命の保持 情緒の安定</p> <p>(教育) 健やかに伸び伸びと育つ</p> <p>身近な人と 気持ちが通じ合う</p> <p>身近なもの と関わり感性が育つ</p>	<p>●<u>養護</u> ねらいを達成するために, 子どもの状況に応じ, 保育士等が適切に行う援助や配慮 ○<u>教育</u> ねらいを達成するために, 保育士等が援助して, 子どもが環境に関わって経験する事項 ※養護と教育が一体となって展開されるものであることに留意する ※乳児は発達が未分化な状況であるため, 以下の三つの視点から一括して記入する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的発達に関する視点 健やかに伸び伸びと育つ ・社会的発達に関する視点 身近な人と気持ちが通じ合う ・精神的発達に関する視点 身近なものに関わり感性が育つ <p>※月齢差が大きい場合は低月齢児・高月齢児に分けて立案するなど, 発達の特徴に合わせて計画を立てる ※特別支援保育においては, 一人一人の子どもの発達過程や障害の状況を把握し, 他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう担任間で話し合い記入する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ねらい, 内容に基づいて, 子どもが興味, 関心を持ち自ら関わろうとする環境となるようにする ・人, 物, 自然事象, 時間, 空間等を総合的に捉えて構成する <p>※乳児期は月齢による発達の違いが顕著なので, 一人一人の発達や興味, 関心に沿った環境となるよう留意する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ねらいや内容に基づいて, 見通しに幅を持たせ, 子どもの実態に即した具体的な活動を記入する ・子どもの多様な行動を予測し, 環境とどのように関わるかを考えていく <p>※現在の子どもの育ちや内面の状態を理解する力を身に付けておく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもが, 十分に主体性を発揮できるよう, 状況に応じた多様で適切な援助や配慮を記入する <p>※愛情豊かに, 受容的応答的に関わる事が特に大切にすることに留意する</p>	<p>子どもの育ちを捉える視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの姿(心情, 意欲, 態度)がどのように変化したのか, 伸びた面, 残された課題, 生じた問題を明らかにする <p>保育を振り返る視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねらい, 内容, 環境構成は適切であったか, 子どもの実態から計画を評価する。 ・指導や援助が適切なものであったか, 保育士自身の関わりを反省する <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価・反省については上記の視点を踏まえ, 簡潔に作成する様式については保育所で検討する</p> </div>

0歳児 月 個別指導計画

組

	めやす	保育士の援助・配慮	評価・反省		めやす	保育士の援助・配慮	評価・反省
児童氏名 (歳 か月)	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の発達を踏まえ、養護と3つの視点(*1)に基づき、その月に育みたい力を記入する。 前月の評価反省を踏まえて記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> めやすに対しての具体的な援助の仕方、配慮する点、環境構成などを記入する。 同じめやすが続く場合は保育士の援助・配慮が適切であったかを見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの育ちや変化をとらえ、めやすや援助・配慮、環境構成などが適切であったかという視点で記入する。 	(歳 か月)			
(歳 か月)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*複数担任のクラスでは担任間で話し合い、計画について共通理解を図る。</p> <p>*月齢については、立案月の月齢を記入する。</p> <p>*記入枠は広げず使用する。</p> <p>*押印は、立案時又は、評価・反省記入後どちらでも構わない。押印欄はそれに付随して設ける。</p> <p>*1 保育所保育指針の乳児保育に関わるねらい及び内容より「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」の3つの視点</p> </div>			(歳 か月)			
(歳 か月)				(歳 か月)			

所長		主任		担任	
----	--	----	--	----	--

月指導計画 3歳未満児 (1, 2歳児)

年 月 指導計画

保育所

組

所長		主任		担任	
----	--	----	--	----	--

ねらい	<p>●<u>養護のねらい</u> 生命の保持、情緒の安定を図るために保育者等が行う援助や関わり [保育士側から：～を図る，～をする] ○<u>教育のねらい</u> 安定した生活を送り，充実した活動ができるように保育を通じて育みたい資質・能力 [子ども側から：～楽しむ，～深める]</p>		家庭との連携	<p>・連絡事項ではなく，保護者の思いを受け止めながら，「子どもの育ちを共に喜び合う」という基本姿勢の下，連続性を踏まえて記述する</p>	行事
	内容	環境構成	予想される子どもの活動	保育士等の援助と配慮	評価・反省
養護・教育	<p>●<u>養護</u> ねらいを達成するために，子どもの状況に応じ，保育士等が適切に行う援助や配慮 ○<u>教育</u> ねらいを達成するために保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項</p> <p>※1歳以上3歳未満児の時期は，発達の個人差が大きいことを踏まえ，養護と教育が一体となって展開されるものであることに留意が必要</p> <p>健康 心身の健康に関する領域 人間関係 人との関わりに関する領域 環境 身近な環境との関わりに関する領域 言葉 言葉の獲得に関する領域 表現 感性と表現に関する領域</p> <p>※特別支援保育においては，一人一人の子どもの発達過程や障害の状況を把握し，適切な環境の下で，他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう，担任間で話し合い記入する</p>	<p>・ねらい，内容に基づいて子どもが主体的に活動を生み出せるような環境となるようにする</p> <p>・人，物，自然事象，時間，空間などを総合的に捉えて構成する</p> <p>※子どもの気付き・発想・工夫を大切にしながら，子どもと共に再構成していくことが大切</p>	<p>・ねらいや内容に基づいて，見通しに幅をもたせ，子どもの実態に即した具体的な活動を記入する</p> <p>・子どもの行動を予測し，環境とどのように関わるかを考えていくことが大切である</p> <p>※現在の子どもの育ちや内面の状態を理解する力を身に付けておくことが必要</p>	<p>・子どもが十分に主体性を発揮できるように，状況に応じた多様で適切な援助や配慮を記入する</p> <p>※一緒に遊ぶ・共感する・助言する・提案する・見守る・環境を構成するなど，多岐にわたる同じ子ども，同じような場面であっても，その時々状況によって一律なものではない</p>	<p>子どもの育ちを捉える視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの姿（心情，意欲，態度）がどのように変化したのか，伸びた面，残された課題，生じた問題を明らかにする <p>保育を振り返る視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ねらい，内容，環境設定は適切であったか，子どもの実態から，計画を評価する 指導や援助が適切なものであったか，保育士等自身の関わりを反省する <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 評価・反省については上記の視点を踏まえ，簡潔に作成する様式については，保育所で検討する </div>



1・2歳児

月 個別指導計画

組

名・月齢	めやす	保育士の援助・配慮	評価・反省	名・月齢	めやす	保育士の援助・配慮	評価・反省
児童氏名 (歳 か月)	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の発達を踏まえ、養護と教育の視点に基づき、その月に育みたい力を記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> めやすに対しての具体的な援助の仕方、配慮する点、環境構成などを記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの育ちや変化をとらえ、めやすや援助・配慮、環境構成などが適切であったかという視点で記入する。 	児童氏名 (歳 か月)			
(歳 か月)	<ul style="list-style-type: none"> 月指導計画の内容をそのまま下ろすものではなく、その児の姿に合わせた具体的な内容とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 同じめやすが続く場合は保育士の援助・配慮が適切であったかを見直す。 		(歳 か月)			
(歳 か月)	<ul style="list-style-type: none"> 前月の評価反省を踏まえて記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> めやすが同じ児が複数いる場合でも援助・配慮は一人一人違うことを踏まえて記入する。 		(歳 か月)			
(歳 か月)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>*複数担任のクラスでは担任間で話し合い、計画について共通理解を図る。</p> <p>*月齢については、立案月の月齢を記入する。</p> <p>*記入枠は広げず使用する。</p> <p>*押印は、立案時又は、評価・反省記入後どちらでも構わない。押印欄はそれに付随して設ける。</p> <p>*1・2歳児の記入の期間については、各保育所で検討する。</p> </div>			(歳 か月)			
(歳 か月)				(歳 か月)			
(歳 か月)				(歳 か月)			

所長		主任		担任	
----	--	----	--	----	--

<参考資料6>

月指導計画 3歳以上児 (3, 4, 5歳児)

年 月指導計画

保育所

組

所長		主任		担任	
----	--	----	--	----	--

ねらい	<p>●<u>養護のねらい</u> 生命の保持、情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり [保育士側から：～を図る，～をする] ○<u>教育のねらい</u> 安定した生活を送り，充実した活動ができるように保育を通じて育みたい資質・能力 [子ども側から：～楽しむ，～深める]</p>		養護の内容	<p>・生命の保持と情緒の安定に関わる事項であり，ねらいを達成するために，子どもの状況に応じ保育士等が状況に応じて適切に行う事項</p>	家庭との連携	<p>・連絡事項ではなく，保護者の思いを受け止めながら，「子どもの育ちを共に喜び合う」という基本姿勢の下，連続性を踏まえて記述する</p>	行事			
	内容	環境構成						予想される子どもの活動	保育士等の援助と配慮	評価・反省
教育(健康・人間関係・環境・言葉・表現)	<p>・「ねらい」を達成するために，保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項 ※3歳以上児は発達の側面から5つの領域が設けられている</p> <p>健康 健康で安全な環境をつくり出す力を育てるための領域 人間関係 人と関わる力を養うための領域 環境 身近な環境との関わりに関する領域 言葉 言葉の獲得に関する領域 表現 感性と表現に関する領域</p> <p>※特別支援保育においては，一人一人の子どもの発達過程や障害の状況を把握し，適切な環境の下で，他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう，担任間で話し合い記入する</p>		<p>・ねらい，内容に基づいて子どもが主体的に活動を生み出せるような環境となるようにする</p> <p>・人，物，自然事象，時間，空間などを総合的に捉えて構成する</p> <p>※子どもの気付き・発想・工夫を大切にしながら，子どもと共に再構成していくことが大切</p>		<p>・ねらいや内容に基づいて，見通しに幅をもたせ，子どもの実態に即した具体的な活動を記入する</p> <p>・子どもの行動を予測し，環境とどのように関わるかを考えていくことが大切である</p> <p>※現在の子どもの育ちや内面の状態を理解する力を身に付けておくことが必要</p>		<p>・子どもが十分に主体性を発揮できるように，状況に応じた多様で適切な援助や配慮を記入する</p> <p>※一緒に遊ぶ・共感する・助言する・提案する・見守る・環境を構成するなど，多岐にわたり，同じ子ども，同じような場面であっても，その時々状況によって一律なものではない</p>		<p>子どもの育ちを捉える視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの姿(心情，意欲，態度)がどのように変化したのか，伸びた面，残された課題，生じた問題を明らかにする <p>保育を振り返る視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ねらい，内容，環境設定は適切であったか，子どもの実態から，計画を評価する 指導や援助が適切なものであったか，保育士自身の関わりを反省する 	
	個別配慮	<p>・個人について特に配慮することなどを記入する</p>						<p style="text-align: right;">→</p>		

評価・反省については上記の視点を踏まえ，簡潔に作成する様式については，保育所で検討する

<参考資料7>

0歳児デイリープログラム

時間	子どもの生活	保育士等の援助・配慮	保育士等の動き・準備	
7:15	随時登所	<ul style="list-style-type: none"> 玩具の位置、遊び、清潔、安全など、子どもが安心して遊び生活できる環境を整える。 挨拶をしながら保護者と気持ちよく別れられるように優しく迎え入れ、保護者からの連絡を受ける。 健康観察機嫌、顔色、食欲、傷の有無、湿疹、全身状態)をし、適切に援助する。 保育士等の愛情豊かな受容の下で、心地よく生活できるようにする。 子どもの発達や興味に応じた環境を整え、身の回りのものに対する興味や好奇心を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 室内外の環境の確認 換気や室温調整 玩具の準備 前日からの連絡をチェック板で確認し、保護者からの連絡を記入 薬は所定の場所へ保管 	
	自由遊び		<ul style="list-style-type: none"> 保育士等A 保育士等B 	<ul style="list-style-type: none"> 早い勤務者からの引継ぎ 連絡ノートより子どもの状態の把握 遊びの援助
8:15	クラス保育遊び	<ul style="list-style-type: none"> 全体の子どもの人数、クラスの人数や体調に合わせて、クラスで保育をする。 ※1 遊びのスペースと休息のスペースを分けて、一人一人がゆったりと過ごせるようにする。 一人一人の発達や興味に応じた環境を整え、保育士等との応答的な触れ合いや言葉かけによって欲求が満たされ、安心感をもって過ごせるようにする。 一人一人との触れ合いやスキンシップを大切にしながら、安定して過ごす中で保育士等に愛着がもてるようにしていく。 様々なものを見たり触れたり探索することを通し、喜びや楽しさを保育士等と共感し合い、豊かな感情や意欲を育てていく。 ※2 おむつ交換は所定の場所で行い、バスマットと個別のタオルを使用し交換後必ず手を洗い清潔に留意する。 お尻の下を支え股関節脱臼にならないようにする。 優しい言葉かけをして、おむつをこまめに取替え、気持ちよさを感じられるようにする。 子どもの人権に配慮しながら、全身状態を把握する。 ※3 ゆったりとした雰囲気の中で、一人一人のリズムに合わせ、おんぶや抱っこなどの要求に十分に応え、安心して眠りに誘っていく。 睡眠中は子どもから目を離さず環境を十分に整え、眠っている様子や姿勢などに気を付け SIDS チェックの記載など事故防止を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> おむつ交換準備 おむつ交換 全身状態の把握 	
	おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> おむつ交換準備 おむつ交換 全身状態の把握 片付けの声かけ 出席簿で人数確認 手洗いの介助 おやつ交換準備 おやつ交換 おやつの準備 おやつの介助 	<ul style="list-style-type: none"> 午睡の準備 (SIDS チェック) おむつ交換 全身状態の把握 手洗いの介助 おやつの準備 おやつの介助
9:30	午睡	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> 片付けの声かけ 出席簿で人数確認 手洗いの介助 おやつの準備 おやつの介助 	
	おむつ交換検温	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> おむつ交換 全身状態の把握 手洗いの介助 おやつの準備 おやつの介助 	<ul style="list-style-type: none"> おむつ交換 全身状態の把握 手洗いの介助 おやつの準備 おやつの介助
9:30	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達や興味に合わせた保育内容を考え、教材準備・環境を整える 	
	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> おやつの準備 おやつの介助 	<ul style="list-style-type: none"> おやつの準備 おやつの介助
9:30	授乳	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> 下膳、片付け清掃 保育士等Aと環境を整えたり、子どもと一緒に遊ぶ 	
	遊び	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> 下膳、片付け清掃 保育士等Aと環境を整えたり、子どもと一緒に遊ぶ 	
9:30	午睡	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> 下膳、片付け清掃 保育士等Aと環境を整えたり、子どもと一緒に遊ぶ 	
	おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> 下膳、片付け清掃 保育士等Aと環境を整えたり、子どもと一緒に遊ぶ 	
9:30	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> 下膳、片付け清掃 保育士等Aと環境を整えたり、子どもと一緒に遊ぶ 	
	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ※2 同様 ※4 優しい言葉かけや、スキンシップをとりながら検温する。 ※5 手洗いの気持ちよさを伝え、介助をする。 座位をしっかりと保って食事ができるように発達に合った椅子や背中に当てるタオルなどを準備する。 ※6 「もぐもぐ」「おいしいね」「食べられたね」など言葉かけをし、食事の時間が子どもにとって楽しいものとなるよう心がける。 ゆったりとした環境の中で、目と目を合わせ優しく語りかけながら授乳を行う。授乳の後は、排気（ゲップ）を確認してから、遊びや休息に誘う。 ※1 同様 ※3 同様 ※2 同様 ※5 同様 	<ul style="list-style-type: none"> 下膳、片付け清掃 保育士等Aと環境を整えたり、子どもと一緒に遊ぶ 	

時間	子どもの生活	保育士等の援助・配慮	保育士等の動き・準備	
11:00	食事 (授乳)	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食は、家庭、栄養士、保育士等の連絡を密にして、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていくようにする。 ・機嫌よく食事ができるよう、生活のリズムを整えていく。 ※6 同様	<ul style="list-style-type: none"> ・食事介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事介助
12:00	おむつ交換 午睡	※2 同様 ※3 同様	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換準備 ・おむつ交換 ・遊びの援助 ・順次午睡に誘っていく ・保育室の環境整備 ・日誌、連絡帳記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡の準備 (SIDS チェック) ・保育室の環境整備 ・連絡帳記入
14:45	めざま おむつ交換 手洗い	※2 同様 ※5 同様	<ul style="list-style-type: none"> ・めざまた子へ遊びの援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・布団片付け
15:00	おやつ (授乳)	※6 同様	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつの介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつの準備 ・おやつの介助
	検温	※4 同様	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ後清掃
	おむつ交換	※2 同様	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換 	
15:45	自由遊び 随時降所	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除の時間帯は、興味ある遊びを用意し、安全に気を付けながら、別室などで過ごす。 ・引継ぎをしっかりと行う。 ・ゆったりとした雰囲気の中で好きな遊びを楽しめるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス清掃 ・遊びの援助 ・遅番保育士等に引継ぎを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの援助
16:45	水分補給	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの状況を見ながら、一人一人の水分補給を行う。 ・一日の疲れがでる頃なので、子どもの状態を把握し、安全面に十分留意する。 		
	おむつ交換 午睡	※2 同様 ※3 同様		<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換準備 ・おむつ交換 ・午睡の準備 (SIDS チェック)
		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者にその日の子どもの様子、連絡事項や体調などを伝えコミュニケーションを図りながら、信頼関係を築いていけるようにする。 ・子どもの体調や連絡事項を遅番保育士等や延長保育担当者に引継ぎ、スムーズな保育につながるようにする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・人数確認 ・延長保育に引継ぐ
18:15	延長保育	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢児との関わりを見守ったり、関わり方を知らせたりしながら、楽しく遊べるようにする。 		
	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的疲労度も高くなっているので、けがに十分注意し落ち着いて過ごせるようにする。 		
	自由遊び			
19:15	全児降所			

<参考資料 7>

2歳児デイリープログラム

時間	子どもの生活	保育士等の援助・配慮	保育士等の動き・準備				
7:15	随時登所	<ul style="list-style-type: none"> ・玩具の位置、遊び、清潔、安全など、子どもが安心して遊び生活できる環境を整える。 ・子どもや保護者を温かく受け入れ、気持ちよく1日がスタートできるよう配慮する。 ・健康観察（機嫌、顔色、食欲、傷の有無、湿疹、全身状態）をし、適切に援助する。 ・保護者となかなか離れられないような時は保育士等から迎えに行き、抱っこしたり甘えや不安を受け入れ、保護者が安心して預けられるようにする。 ・子どもの発達や興味に応じた環境を考え、いろいろな遊びを経験できるようにする。 ・子どもの要求を見極め一人一人の遊びを大切にしながら全員に目と心を配り、楽しく過ごせるようにする。 ・保育士等の仲立ちによって、子ども同士遊んだり、言葉のやり取りを楽しめるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内外の環境の確認 ・換気や室温調整 ・玩具の準備 ・前日からの連絡をチェック板で確認し、保護者からの連絡を記入 ・薬は所定の場所へ保管 				
	自由遊び		<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育士等 A</th> <th>保育士等 B</th> <th>保育士等 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・早い勤務者からの引継ぎ ・連絡ノートより子どもの状態の把握 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・早い勤務者からの引継ぎ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・早い勤務者からの引継ぎ </td> </tr> </tbody> </table>	保育士等 A	保育士等 B	保育士等 C	<ul style="list-style-type: none"> ・早い勤務者からの引継ぎ ・連絡ノートより子どもの状態の把握
保育士等 A	保育士等 B	保育士等 C					
<ul style="list-style-type: none"> ・早い勤務者からの引継ぎ ・連絡ノートより子どもの状態の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・早い勤務者からの引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・早い勤務者からの引継ぎ 					
9:30	片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・一緒に片付けながら片付ける場所を伝え、自分から片付けようとする気持ちを育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・片付けの声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと一緒に片付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと一緒に片付ける 		
	入室 クラス保育 排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の子どもの様子に気を配りながら、一人一人の子どもの状態に応じ援助する。 ・一人一人の排泄したいという素振りや意思表示を受け止め、子ども自ら排泄に向かえるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入室に誘う ・排泄援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄援助 		
	手洗いうがい	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いは自分で清潔にしようとする気持ちがあるようにする。手洗い・拭き取りが十分でない子には言葉をかけ一緒に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い援助 ・テーブル準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い援助 ・おしぼり準備 		
	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた雰囲気の中で、「おいしいね」「食べたいな」という気持ちになるような言葉かけをする。 ・子ども達の会話も交えて、皆で食べる楽しさを一人一人が味わえるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の集まり、手遊びなど ・おやつ配膳 ・おやつ援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ準備 ・おやつ配膳 ・おやつ援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ配膳 ・おやつ援助 		
	うがい	<ul style="list-style-type: none"> ・食べた後は、うがいを口の中がきれいになって気持ちよい感覚がもてるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・うがい援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・うがい援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつの後片付け 		
10:50	遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等も一緒に遊びながら友達と遊ぶ楽しさを伝えるようにする。気持ちがぶつかり合う時には仲立ちをし、互いの気持ちを受容し分かりやすく友達との関わり方を知らせていく。 ・遊びの楽しさを保育士等や子ども同士と共感し合い、伝え合いながら豊かな感情や主体性を育てていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の様子を見ながら、仲立ちをしたり、一緒に遊ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の様子を見ながら、仲立ちをしたり、一緒に遊ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の様子を見ながら、仲立ちをしたり、一緒に遊ぶ 		
	片付け 排泄 手洗い		<ul style="list-style-type: none"> ・食事の準備 ・昼食配膳 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の準備 ・昼食配膳 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の準備 ・昼食配膳 		

時間	子どもの生活	保育士等の援助・配慮	保育士等の動き・準備		
11:15	昼食	<ul style="list-style-type: none"> ・喫食量に個人差があるので、一人一人の様子に応じ楽しく食事が進められるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食援助
	午睡準備	<ul style="list-style-type: none"> ・パジャマなど自分の物と友達のものに区別が付いたり、置き場所なども分かるように環境を整える。 ・着替えの際は、子どもの人権に配慮しながら全身状態の把握をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・うがい援助 ・着替え援助 ・全身状態の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・うがい援助 ・着替え援助 ・全身状態の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・後片付け、清掃 ・午睡準備 ・全身状態の把握
	排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本、紙芝居などを利用し静かに語りかけ、安心して入眠する環境を整える。 			
12:30	午睡	<ul style="list-style-type: none"> ・優しい温もりや安心感の中で気持ちよく入眠できるようにする。 ・部屋の清潔や安全を確認し、湿度や温度を調節し、気持ちよく眠れる環境を整える。また、顔などが確認できる採光を保ち、安全に眠れるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・眠りに誘う ・午睡中の状態の観察と対応 ・日誌、連絡ノート記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・眠りに誘う ・午睡中の状態の観察と対応 ・日誌、連絡ノート記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・眠りに誘う ・午睡中の状態の観察と対応 ・日誌、連絡ノート記入
14:45	めざめ	<ul style="list-style-type: none"> ・採光、換気をし、気持ちよくめざめられるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・めざめに誘う 	<ul style="list-style-type: none"> ・めざめに誘う 	<ul style="list-style-type: none"> ・めざめに誘う
	排泄 着替え 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・汗をかいたり汚れた時は衣服をこまめに取り替え、清潔にする心地良さを感じ、快適な生活ができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え援助 ・手洗い援助 ・おやつ準備 ・おやつ援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え援助 ・おやつ援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・布団片付け ・着替え援助 ・おやつ準備 ・おやつ援助
15:15	おやつ				
	うがい		<ul style="list-style-type: none"> ・うがい援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・うがい援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・片付け ・清掃
15:45	自由遊び 随時降所	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢児との関わりを見守ったり、関わり方を知らせたりしながら、楽しく遊べるようにする。 ・保護者が安心できるように、一日の様子や連絡を伝える。 ・保護者からの連絡を受けた時は、確実に翌日に引継げるよう所定の用紙に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの援助 ・保護者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの援助 ・保護者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの援助 ・保護者への連絡
	排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育と日中の保育がスムーズにつながるよう連絡を十分に取り合う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・人数確認 ・延長保育に引継ぐ
18:15	延長保育				
	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢児との関わりを見守ったり、関わり方を知らせたりしながら、楽しく遊べるようにする。 			
	自由遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的疲労度も高くなっているため、けがに十分注意し落ち着いて過ごせるようにする。 			
19:15	全児降所				

時間	子どもの生活	保育士等の援助・配慮	保育士等の動き・準備
7:15	<p>随時登所</p> <p>自由遊び</p>	<ul style="list-style-type: none"> 玩具の位置、遊び、清潔、安全など、子どもが安心して遊び生活できる環境を整える。 子どもや保護者を温かく受け入れ、気持ちよく1日がスタートできるよう配慮する。 健康観察（機嫌、顔色、食欲、傷の有無、湿疹、全身状態）をし、適切に援助する。 一人一人が自ら遊びを見つけ、自分の気持ちを安心して表すことができるよう、“遊びたい気持ち”を十分に受け止める。 保育士等との温かい交流を通して情緒が安定し、伸び伸び、生き生きした活動を繰り広げられるようにする。 一人一人の発達過程などを的確に把握し、発達に応じた豊かな遊びが楽しめるように、環境づくりを行う。 友達と関わることで、相手の思いや立場などに気付き、ルール（約束ごと）を知り守ることで、より楽しく遊べることを知らせていく。また保育士等が仲立ちとなることで、集団遊びの楽しさを経験し、生活に必要な習慣や態度が身に付くよう援助する。 異年齢児との関わりを深め、年下の子を思いやり、世話しようとする心の広がりや、思いやりの心の育ちを見守る。 戸外遊びや運動遊びを十分取り入れ、体を動かすことの快さを体験できるようにする。 一人一人の子どもがどんな遊びをし、どんな様子で過ごしているか保育士等間で連携をとりながら、常に把握し必要な時に必要な援助をしていく。 保育士同士の位置を確認し、全体を見るように心がけながら、子どもが危ない遊びに自ら気づくようにする。 遊具を大切にし、きれいに片付けることの心地よさが分かり、進んでやろうとする気持ちを大切にす。 	<ul style="list-style-type: none"> 室内外の環境の確認 換気や室温調整 玩具の準備 前日からの連絡をチェック板で確認し、保護者からの連絡を記入 薬は所定の場所へ保管 遊びの設定 早い勤務者からの引継ぎ 危険を予測する力、見極める眼をもつ 全体の様子を見ながら仲立ちをしたり、一緒に遊ぶ 一緒に片付ける入室準備
9:45	<p>入室 クラス保育</p> <p>手洗い うがい 排泄</p> <p>遊び</p> <p>手洗い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全体の子どもの様子に気を配りながら、一人一人の子どもの状態に応じ援助する。 手洗い・うがいの意味を伝え、丁寧に行うよう働きかける。 保育士等も一緒にトイレに行き、使い方、手洗いの仕方を知らせ習慣付けていく。 子どもの発達、興味関心に合わせ、主体的に遊べるような環境設定と援助をする。 友達と一緒に行動する中で、要求や思いを十分に表現できる温かい雰囲気をつくり、安心して自己表現できるような環境をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 出席簿にて人数確認、人数報告 食事準備 清拭、配膳 配慮食などの確認

時間	子どもの生活	保育士等の援助・配慮	保育士等の動き・準備
11:30	昼食	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いておいしく食べる雰囲気をつくり、準備の様子や食事量、マナーなど一人一人に対応しながら、みんなで食事が楽しめるような環境づくりをする。 ・嫌いなものでも少しずつ食べられるよう、また体と食べ物との関係に関心を持ち、気付くような環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事片付け、清掃
12:00	午睡準備	<ul style="list-style-type: none"> ・食後は休息の時間を取りながら、ゆったりと過ごせるよう配慮する。 ・うがいの習慣が身に付き持続するよう環境づくりを心がける。 ・落ち着いた環境の下、フッ化物洗口の仕方を伝え、誤飲の無いよう援助する。（年度後半は歯磨きを行い、歯ブラシの扱い方や歯磨きの大切さを伝え、口腔の清潔に配慮する。） ・脱いだ衣服は、めざめた時に着やすいように、決められた場所にたたんで片付けるように見守り、必要に応じて声をかけていく。 ・着替えの際は、子どもの人権に配慮しながら全身状態の把握をする。 ・絵本、紙芝居などを利用し静かに語りかけ、安心して入眠する環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口準備 ・歯磨きの確認（後半） ・全身状態の把握
12:45	午睡	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡の意味を伝え、自ら体を休める気持ちになるように働きかける。 ・部屋の清潔や安全を確認し、湿度や温度を調節し、気持ちよく眠れる環境を整える。また、顔などが確認できる採光を保ち、安全に眠れるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡室には必ず保育士等が在室する ・日誌、連絡ノート、クラスノートなどの記入
14:45	めざめ着替え	<ul style="list-style-type: none"> ・採光、換気をし、気持ちよくめざめられるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・めざめに誘う ・布団片付け
15:15	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の持ち物を片付けるよう声をかけ、確認をする。 ・一日を振り返りながら明日の活動に期待をもち、楽しみにできるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ準備
15:45	自由遊び 随時降所	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢児との関わりを見守ったり、関わり方を知らせたりしながら、楽しく遊べるようにする。 ・保護者が安心できるように一日の様子や連絡を伝える。 ・保護者からの連絡を受けた時は、確実に翌日に引継げるよう所定の用紙に記入する。 ・延長保育と日中の保育がスムーズにつながるよう連絡を十分に取り合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・片付け、清掃 ・一緒に遊びながら、迎への保護者に一日の様子を伝える ・人数確認 ・延長保育に引継ぐ
18:15	延長保育 おやつ 自由遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢児との関わりを見守ったり、関わり方を知らせたりしながら、楽しく遊べるようにする。 ・身体的疲労度も高くなっているため、けがに十分注意し落ち着いて過ごせるようにする。 	
19:15	全児降所		

<参考資料8>

保育所児童保育要録（入所・保育に関する記録）

本資料は、就学に際して保育所と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料である。

ふりがな		性別		就学先	
氏名				生年月日	平成・令和 年 月 日生
現住所	〒 ー				
ふりがな 保護者名		(現住所) 〒 ー			
保育所名 及び所在地	(保育所名)	(所)	この縦の欄には、就学前の1年間における保育の過程と子どもの育ちについて記載		
入所	平成・令和 年 月 日	卒所	令和 年 月 日		
ねらい (発達を捉える視点)		保育の過程と子どもの育ちに関する事項			最終年度に至るまでの育ちに関する事項
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	(最終年度の重点) 年度初めに、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入する。(年長クラスとしての重点事項)			○これまでの育ちの経過や背景があつて、最終年度の子どもの姿であるという意識をもち、保育所での生活を通して、その子に育まれてきた力などについて記入する。 ・最終年度に向かつて大きく伸びたこと、節目を迎えたようなことを整理して記入する。 ・特に「このエピソード」が、その子にとって大切ということを記入する。
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。	(個人の重点) 一年間を振り返って、一人一人の子どもの保育について特に大切にしてきた点を記入する。			
	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。	(保育の展開と子どもの育ち) ○「最終年度の重点」「個人の重点」を示したうえで、最終年度の育ちについて記載する。 ・これまでにどのような指導や環境を通して保育を行ってきたか。 ・その中で子どもがどのような力をつけてきたか。 *保育士が子どもを捉える視点や子どもの育ちを意識することで、記載がしやすくなり、小学校教員にとっても分かりやすい。 ○養護と教育に係る内容は、一体的に記載する。			
人間関係	保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。	○遊びを通し総合的に育つという基本的な考え方にに基づき記載する。 *保育所の保育の基本的な考え方を、要録の記載を通じて小学校とも共有する。			*最終年度までに記載した、経過記録などその他の記録を参考に作成する。
	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりと一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。	○子どもの姿、エピソードの羅列だけでなく、どんな姿が育ったか、どんな力が付いたかを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、子どもの生活や遊びにおける姿を捉えて記載。その際、全体と比較してこの子はまだこの段階というネガティブな印象を与えることのないよう注意が必要。 ・到達点でなく発達の途中経過であることに留意する。 ・子どもの良さ、特徴を記入する。 *要録の作成に当たっては、保育に関する日々の記録が、子どもの理解や共有に繋がることを意識すること。			
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。				
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。				
	身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。				
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。				
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。				
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。				
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。				
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	(特に配慮すべき事項) 子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入する。 記載事項が無い場合は、「特になし」と記入。			
施設長名	(印)	担当保育士名	(印)		

子どもの育ちの視点として「5領域と10の姿」が記載されているが、各々の項目について記載するのではなく、特徴的な活動や興味・関心がある活動について具体例を数例あげ、全体的に記載する。
・一つの例に、視点が複数含まれることもあれば、全ての項目を網羅できない場合もあるが、項目すべてを書き出さなくてもよい。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
*各項目の内容については、別紙に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について」を参照すること。

- 健康な心と体
- 自立心
- 協同性
- 道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活との関わり
- 思考力の芽生え
- 自然との関わり・生命尊重
- 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- 言葉による伝え合い
- 豊かな感性と表現

は、今回新たに加わった項目

*子どもの最善の利益を踏まえ、個人情報保護に留意し、適切に取り扱うこと。

(別紙)

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、次の各事項を記入すること。

○保育の過程と子どもの育ちに関する事項

*最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

*個人の重点：1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。

*保育の展開と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達の様子（保育所保育指針第2章「保育の内容」に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達や実情から向上が著しいと思われるもの）を、保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えて記入すること。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。あわせて、就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。以下を参照し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

*特に配慮すべき事項：子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。

○最終年度に至るまでの育ちに関する事項

子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに関し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で特に重要と考えられることを記入すること。

要録を作成する際に、各項目にどんなことを記入するのかという視点が記載されている。書き手、読み手の双方に理解しておいてほしい内容である。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について

保育所保育指針第1章「総則」に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育所保育指針第2章「保育の内容」に示されたねらい及び内容に基づいて、各保育所で、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、保育所保育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に小学校就学の始期に達する直前の年度の後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ子どもの自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての子どもに同じように見られるものではないことに留意すること。	
健康な心と体	保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

保育所児童保育要録の記入に当たっては、特に小学校における子どもの指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

あ と が き

「仙台市の保育」は、保育所保育指針に基づき各公立保育所の協力を得ながら、主幹所長を中心に平成13年度から平成17年度にかけて編集、その後、保育指針の改定や新制度に合わせ改訂をされ、これまで仙台市の保育所（園）において、様々な機会に広く活用されてきました。

平成31年3月には、平成29年告示、平成30年4月1日より適用になった保育所保育指針を受け、以下の事項について改訂しました。

- 乳児、1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実を受け、乳児保育の内容を整理しました。
- 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけがなされたことから、全体的な計画に小学校との連携に関し示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、平成30年度策定された「仙台市幼児教育の指針」を反映しました。
- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、児童虐待などの対応を見直しました。
- 「幼稚園連携型認定こども園教育・保育要領」及び「幼稚園教育要領」との整合性が図られたことを受け、文言を統一しました。

令和3年度は、障害児等保育事業から特別支援保育事業となった事業名の変更に伴い、文言及び参考資料を整理し改訂しました。

令和5年2月には、児童福祉施設等の運営に関する基準の改定に伴い、各保育施設において、安全に関する事項についての計画を策定することが義務付けられました。このことを受け、仙台市として「安全保育計画」を策定し、参考様式に示し整理しました。

今後も、仙台市の保育現場においてこの冊子を活用していただければ幸いです。

「仙 台 市 の 保 育」

令和5年（2023年）2月発行

編集・発行

仙台市子供未来局幼稚園・保育部運営支援課

〒980-0011

仙台市青葉区上杉一丁目5番12号

電話 （022）261-1111